

鹿児島県歯科口腔保健計画の概要

[計画期間] 令和6年度～令和17年度(12年間)
(中間評価 令和11年度)

計画策定の趣旨

現行の「県歯科口腔保健計画」の期間終了に伴い、現行計画の達成状況や国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を勘案して、「様々なライフステージごとの特性を踏まえた生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健」及び「ライフコースアプローチに基づく、歯・口腔の健康づくり」などを推進するため、新たな計画を策定

計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条第1項及び「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」第11条に基づく計画として、本県の歯科口腔保健施策の総合的な実施のための計画を定めるもの

全体目標

歯・口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

計画の構成

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

第2章 前計画の評価

- 1 前計画の最終評価
- 2 最終評価総括及び課題

第3章 本県の歯科口腔保健の現状

- 1 乳幼児期の状況
- 2 学齢期の状況
- 3 青壮年期・中年期の状況
- 4 高齢期の状況
- 5 障害者・障害児の状況
- 6 要介護高齢者の状況
- 7 歯科口腔保健推進体制の状況

第4章 全体目標

歯・口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

第5章 施策及び個別目標

- 1 歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・維持・向上
 - (1)妊娠期・乳幼児期
 - (2)学齢期
 - (3)青壮年期・中年期
 - (4)高齢期
- 2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進
 - (1)障害者・障害児・医療的ケア児
 - (2)要介護高齢者
- 3 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進
- 4 医科歯科連携・多職種連携の推進
- 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
- 6 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成^⑧
- 7 大規模災害時の歯科口腔保健の体制整備^⑨
- 8 本県の歯科口腔保健の体系
- 9 本県の現状及び数値目標

第6章 進捗管理と評価

(資料)

計画推進の方向性(ロジックモデル)^⑩

主な施策

- 1 歯科疾患の予防・口腔機能の獲得・維持・向上
 - ・妊産婦・乳幼児・学齢期の歯科検診・保健指導等の充実
 - ・乳幼児期からの口腔機能に関する取組の推進
 - ・学齢期から青壮年期の歯周病予防対策の強化
 - ・壮年期・中年期・高齢期におけるオーラルフレイル予防対策の推進
- 2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進
 - ・障害者(児)・医療的ケア児及び要介護高齢者の状態に応じた歯科疾患の予防と治療が適切に実施される環境づくりの推進
- 3 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進
 - ・歯科保健に関する健康相談等の充実
 - ・定期的な歯科検診受診やフッ化物応用等の取組の促進
- 4 医科歯科連携・多職種連携の推進
 - ・糖尿病など全身の疾患を有する者への適切な歯科保健指導や歯科診療の機会の確保
 - ・多職種連携による要介護高齢者等の歯科診療の機会の確保
- 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
 - ・各種協議会等を活用した関係機関等との連携による総合的な歯科口腔保健対策の推進
 - ・歯科口腔保健サービスを適切に受けられるかかりつけ歯科医の推進
- 6 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成^⑧
 - ・歯科医療従事者・歯科口腔保健に関わる他職種等の資質向上の推進
- 7 大規模災害時の歯科口腔保健の体制整備^⑨
 - ・平時から関係団体との連携体制構築
 - ・災害時の口腔ケアの重要性について普及啓発の推進

主な数値目標【現状値 (R4年度(原則)) → 目標値 (R15年度(原則))】

■ 全体目標

- 3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合^⑪ 4.3%(R3年度) → 0%(R15年度)
- 12歳児でのむし歯のない者の割合 59.1%(R3年度) → 65%(R10年度)
- 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合^⑫ 25.5% → 5%(R15年度)

1 歯科疾患の予防・口腔機能の獲得・維持・向上

- むし歯の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成
 - ・12歳児での永久歯の一人平均むし歯数^⑬ 1.0本(R3年度)→0.6本
- 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成
 - ・20～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合^⑭ 49.3%→15%
- 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成
 - ・80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合 61.9%→90%
- 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成
 - ・50歳以上における咀嚼良好者の割合^⑮ 87.4%→90%

2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

- ・障害者支援施設及び障害児入所支援施設での定期的な歯科検診実施率 79.2%→90%
- ・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率 37.7%→50%

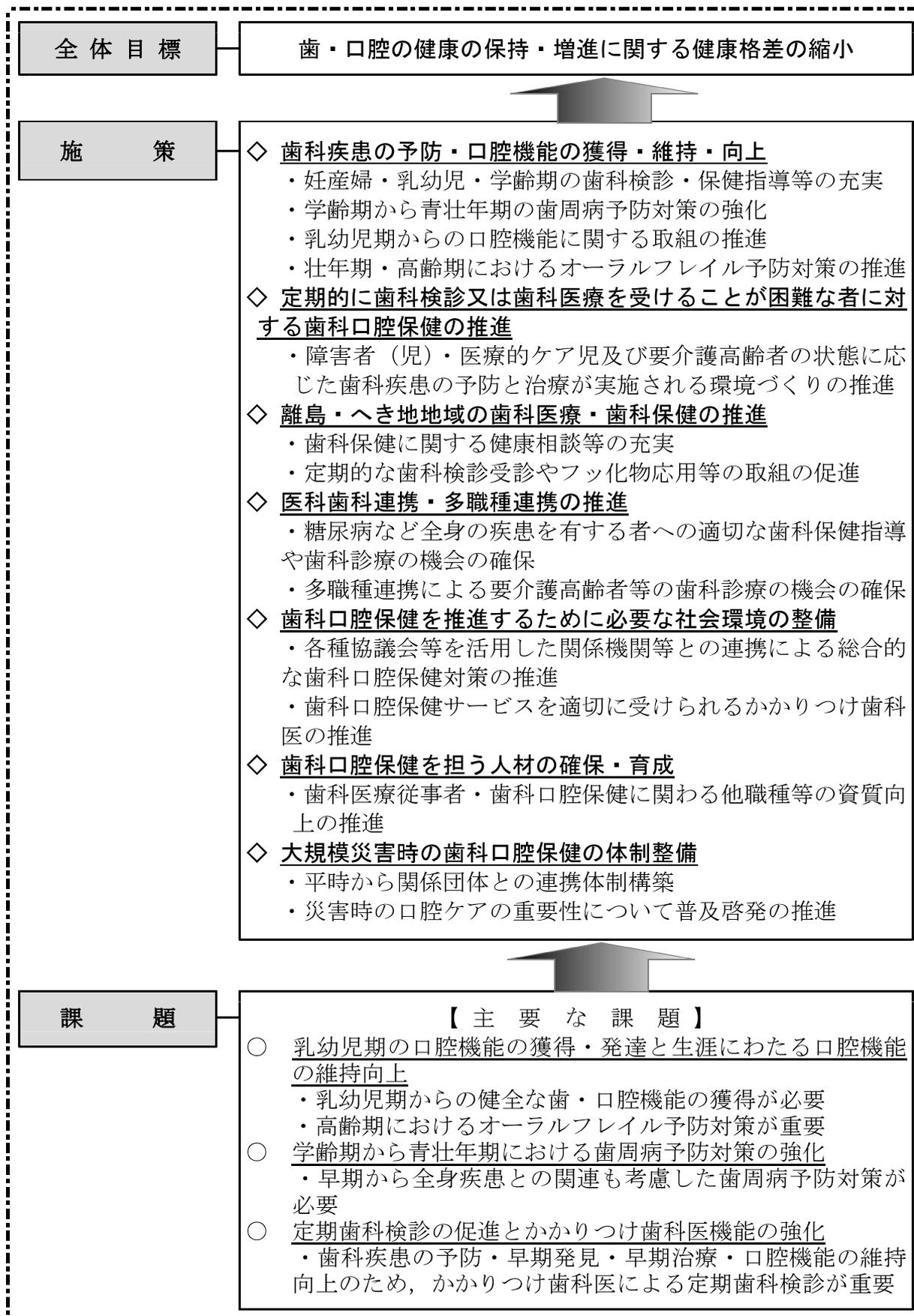
3 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進

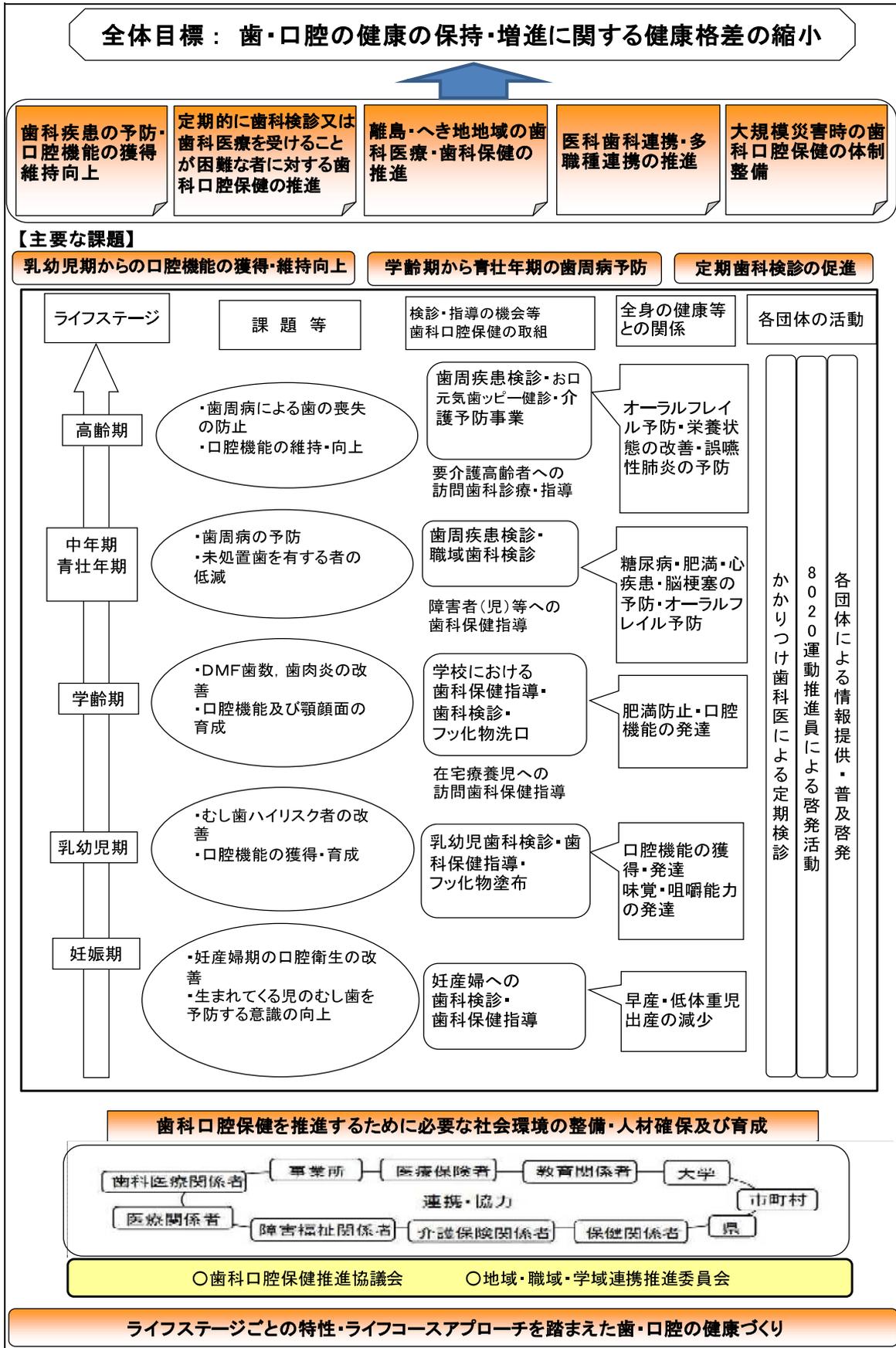
- ・歯科巡回診療における定期的な歯科検診・歯科治療の受診率 33.4%→45%

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- ・過去1年間に歯科検診を受診した者の割合 68.9%→95%
- ・学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合^⑯ 27.9%(R3年度)→60%

鹿児島県歯科口腔保健計画（令和6年度～令和17年度）の全体目標及び施策





9 本県の現状及び数値目標

歯・口腔に関する健康格差の縮小	○歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての県民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成					
	目標	指標	対象年齢	現状値(R4年度) (ベースライン)	目標値 (R15年度)	データソース
	歯・口腔に関する健康格差の縮小	3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	3歳	4.3%(R3年度)	0%	地域保健・健康増進事業報告
		12歳児でむし歯のない者の割合	12歳	59.1%(R3年度)	65%(R10年度)	学校保健統計調査
40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)		40歳以上	25.5%	5%	県民の歯科口腔保健実態調査	

*鹿児島県教育振興基本計画との整合性をとるため、目標年度を令和10年度とした。(中間評価において目標値を見直し)

歯科疾患予防	○むし歯の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成					
	目標	指標	対象年齢	現状値(R4年度) (ベースライン)	目標値 (R15年度)	データソース
	むし歯を有する乳幼児の減少	1歳6か月児でむし歯のない者の割合	1歳6か月	99%(R3年度)	100%	鹿児島県の母子保健
		3歳児でむし歯のない者の割合	3歳	85.5%(R3年度)	97%	地域保健・健康増進事業報告
		3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	3歳	4.3%(R3年度)	0%	地域保健・健康増進事業報告
	むし歯を有する児童生徒の減少	12歳児でむし歯のない者の割合(再掲)	12歳	59.1%(R3年度)	65%(R10年度)	学校保健統計調査
		12歳児で永久歯の一人平均むし歯数(再掲)	12歳	1.0本(R3年度)	0.6本	
	治療していないむし歯を有する者の減少	20歳以上における未処置歯を有する者の割合(年齢調整値)	20歳以上	28.6%	20%	県民の歯科口腔保健実態調査
根面のむし歯を有する者の減少	60歳以上における未処置の根面のむし歯を有する者の割合(年齢調整値)	60歳以上	—	5%	県民の歯科口腔保健実態調査	

歯科疾患予防	○歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成					
	目標	指標	対象年齢	現状値(R4年度) (ベースライン)	目標値 (R15年度)	データソース
	歯肉に炎症所見を有する者の減少	中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	中学1年生 高校1年生	23.4%	10%	県教育庁保健体育課 保健に関する実態調査
		20～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合(*歯肉の炎症所見:歯肉の初期炎症)	20～39歳	49.3%	15%	県民の歯科口腔保健実態調査
歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値)(*歯周炎を有する者:歯周ポケット4mm以上)	40歳以上	68.4%	40%	県民の歯科口腔保健実態調査	

歯科疾患予防	○歯の喪失防止による健全な歯・口腔の保持の達成					
	目標	指標	対象年齢	現状値(R4年度) (ベースライン)	目標値 (R15年度)	データソース
	歯の喪失防止	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)(再掲)	40歳以上	25.5%	5%	県民の歯科口腔保健実態調査
	より多くの自分の歯を有する者の増加	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	55～64歳	70.7%	90%	
80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合		75～84歳	61.9%	90%		

生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上	○生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成					
	目標	指標	対象年齢	現状値(R4年度) (ベースライン)	目標値 (R15年度)	データソース
	口腔機能の獲得	3歳児で口腔機能に問題のある者の割合(よく噛めない者の割合)	3歳	8.8%	4%	県民の歯科口腔保健実態調査
	よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合(年齢調整値)	50歳以上	87.4%	90%	
より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)(再掲)	40歳以上	25.5%	5%		

生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上	○定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進					
	目標	指標	対象	現状値(R4年度) (ベースライン)	目標値 (R15年度)	データソース
	障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者支援施設及び障害児入所支援施設での定期的な歯科検診実施率	障害者(児)施設	79.2%	90%	県民の歯科口腔保健実態調査
要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設	37.7%	50%		

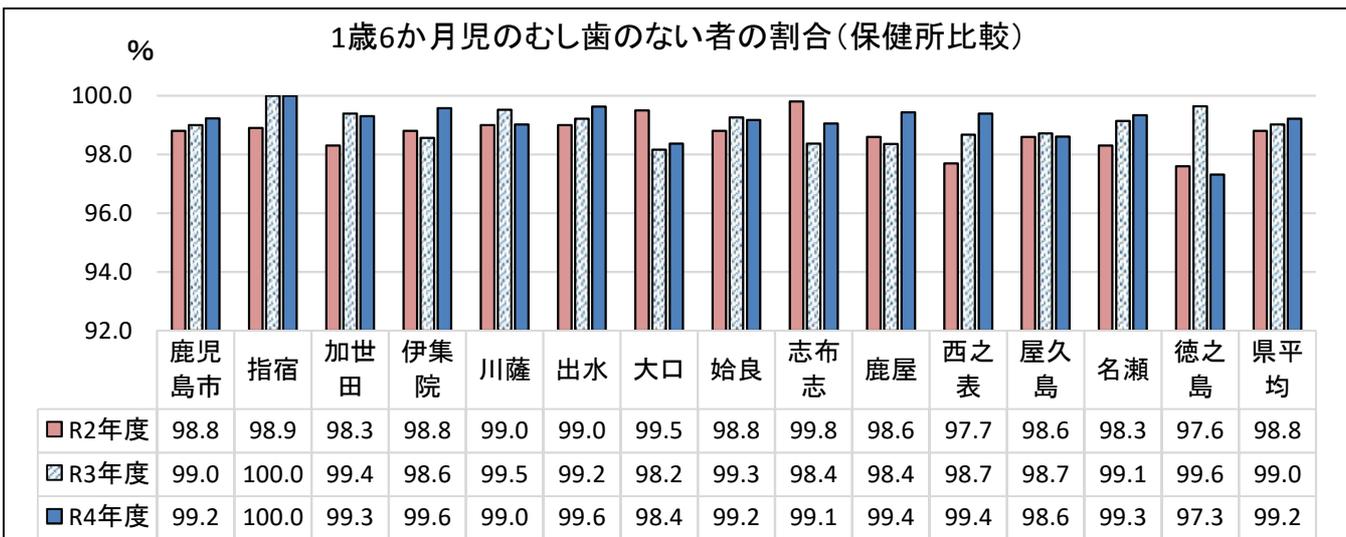
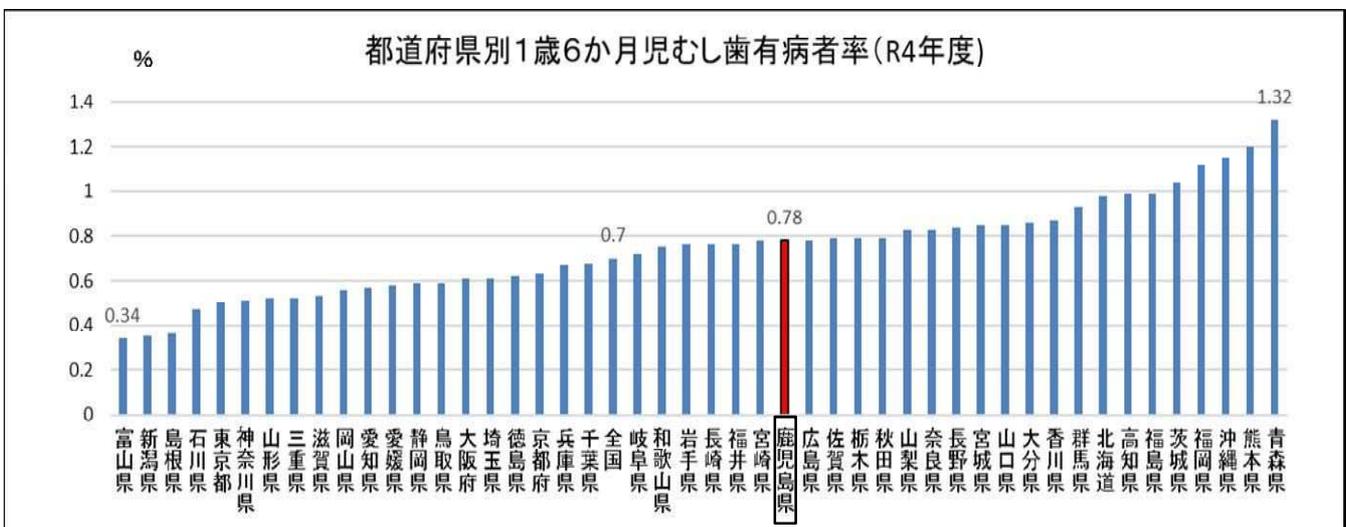
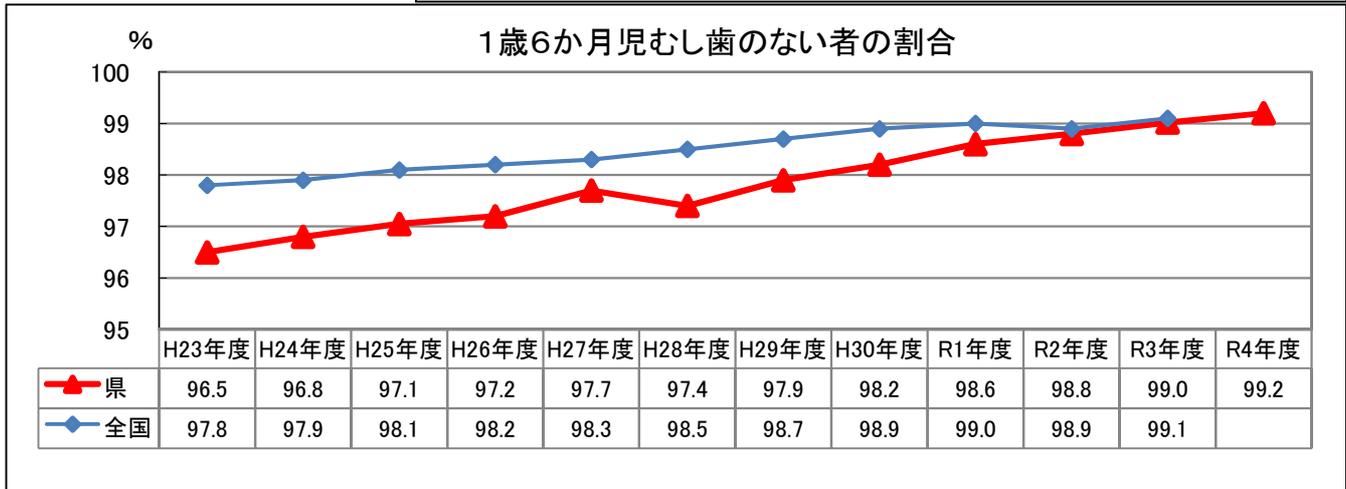
生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上	○離島・へき地域地域の歯科医療・歯科保健の推進					
	目標	指標	対象	現状値(R4年度) (ベースライン)	目標値 (R15年度)	データソース
定期的な歯科検診・歯科医療の推進	歯科巡回診療における定期的な歯科検診・歯科治療の受診率	口永良部島、三島及び十島	33.4%	45%	保健医療福祉課調査	

生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上	○歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備					
	目標	指標	対象	現状値(R4年度) (ベースライン)	目標値 (R15年度)	データソース
	歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	20歳以上	68.9%	95%	県民の歯科口腔保健実態調査
	歯科口腔保健の推進体制の整備	学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合	43市町村	27.9%(12市町村) (R3年度)	60% (26市町村)	健康増進課調査
		在宅療養支援歯科診療所の割合	歯科診療所	15.5% (R5.3月現在)	18%	九州厚生局(在宅療養支援歯科診療所届出・医療機関一覧)
PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	43市町村	—	100%	健康増進課調査	

(2) 本県の歯科口腔保健の現状について

(1) 乳幼児期

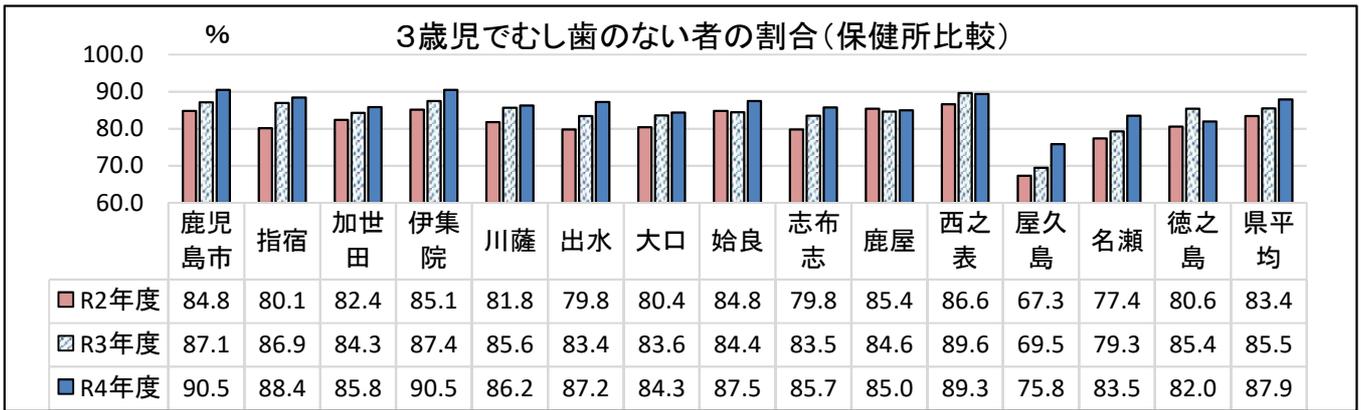
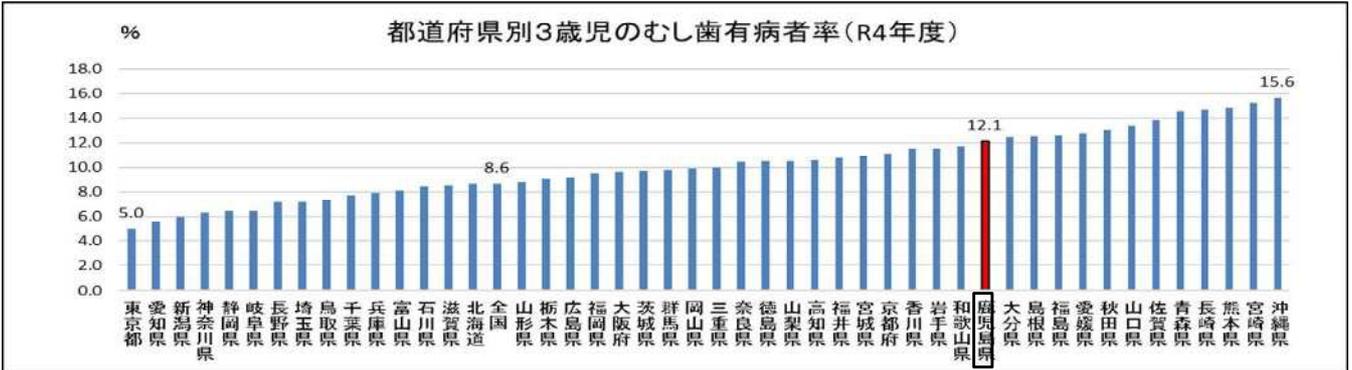
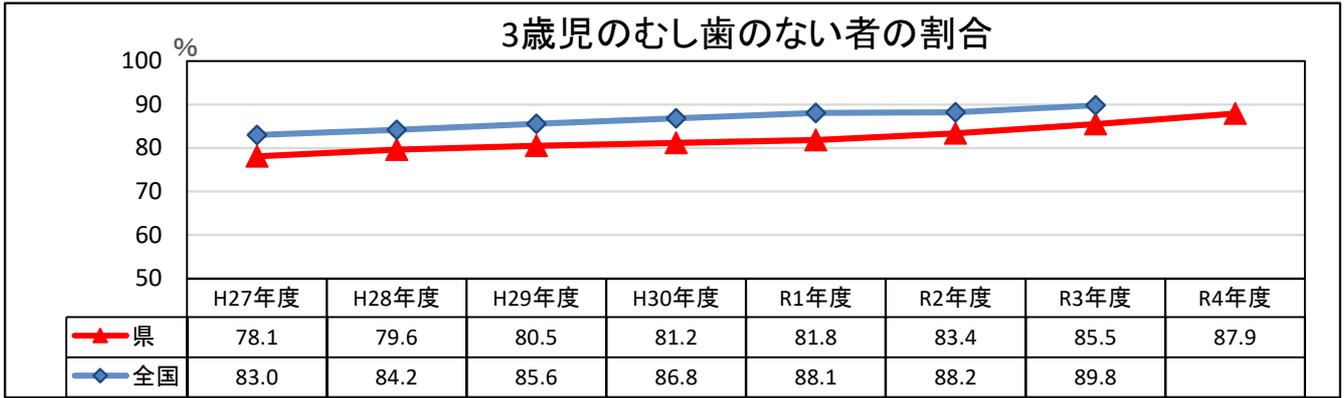
県計画数値目標：1歳6か月児でむし歯のない者の割合 100%



(鹿児島県の母子保健 * R4年度暫定値)

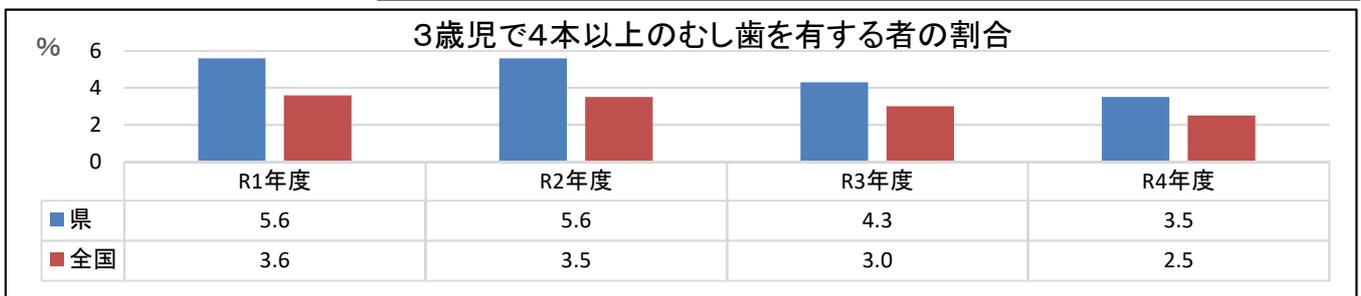
・ 1歳6か月児歯科健診のむし歯のない者の割合は増加傾向にあり、全国と同じ水準に改善してきている。指宿保健所においては、県計画の数値目標を達成している。

県計画数値目標:3歳児でむし歯のない者の割合 97%



(鹿児島県の母子保健 *R4年度暫定値)

県計画数値目標:3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合 0%



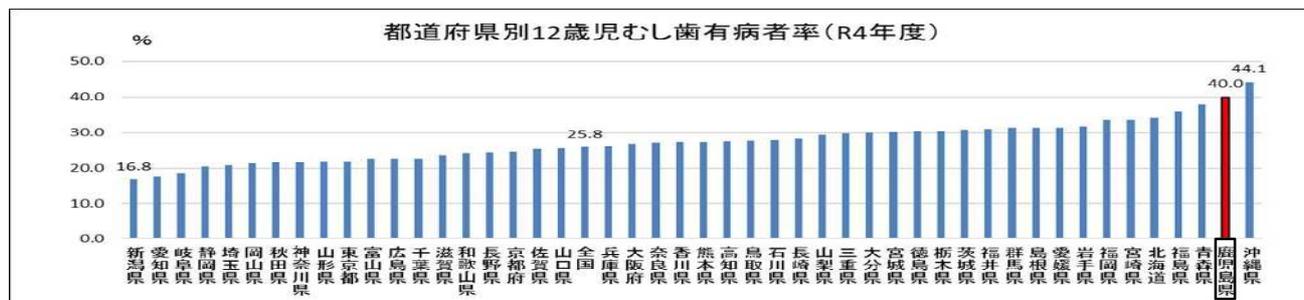
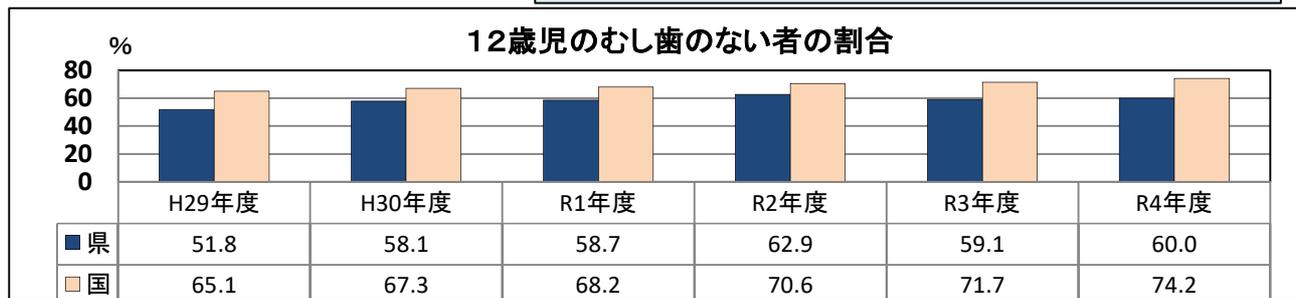
(地域保健・健康増進事業報告)

- ・ 3歳児健診におけるむし歯のない者の割合は増加傾向にあり、全国との格差も縮まりつつある。保健所別に比較すると屋久島保健所が低い状況である。
- ・ 3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合は、減少傾向にあり、全国との格差も縮まりつつある。ただし、むし歯のない者の割合が減少する中で、1人で10本以上のむし歯を有する者が本県において48名(R4年度)いることから、ハイリスクアプローチも重要である。

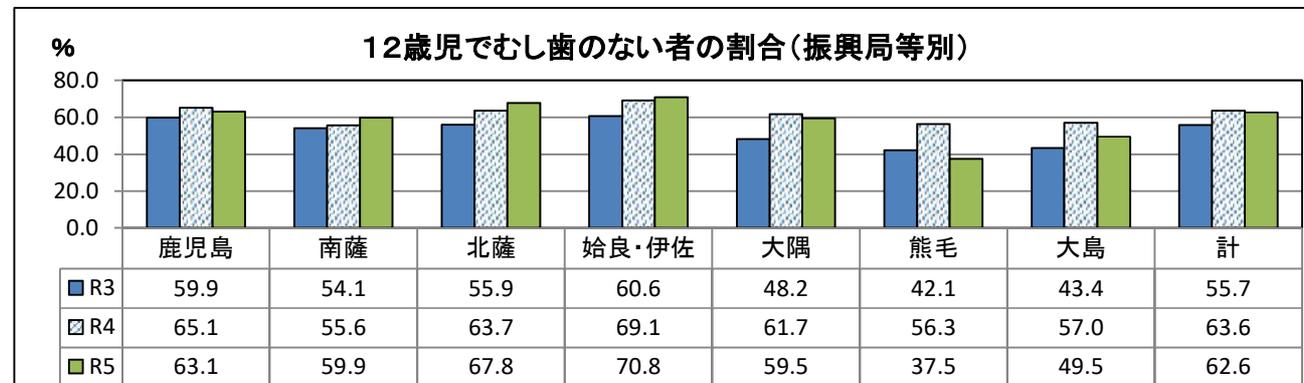
(2) 学齢期

①むし歯の状況

県計画数値目標: 12歳でむし歯のない者の割合 65%



(学校保健統計調査)



(県教育委員会調べ)

②歯肉の状況

県計画数値目標: 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合 10%

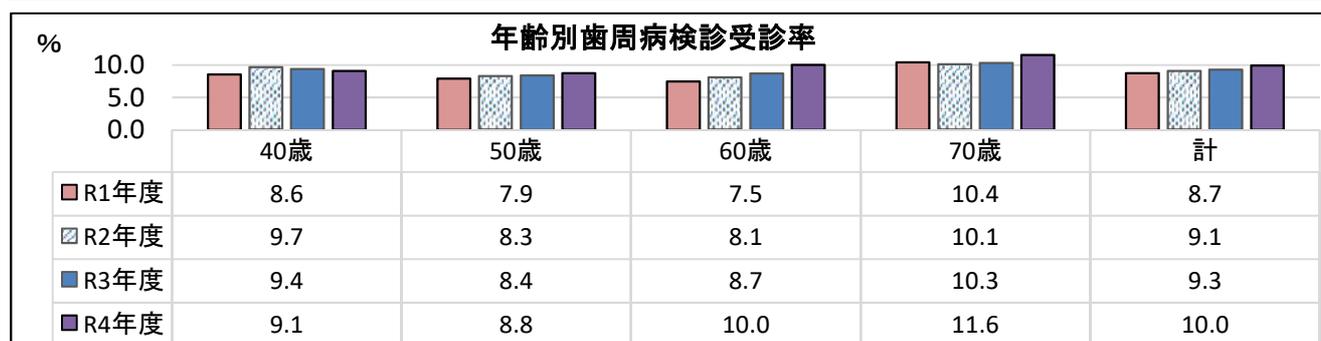
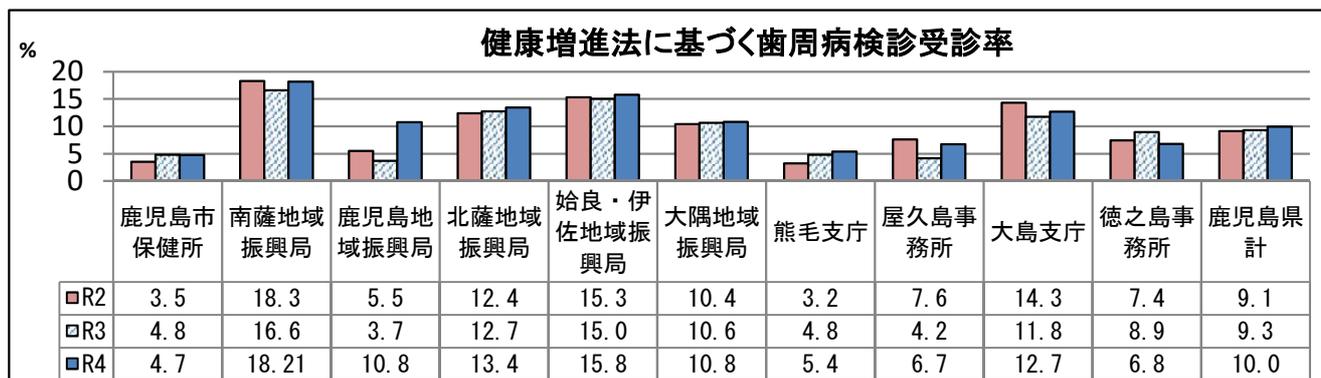
令和5年度 県内公立中学校・高校における歯周疾患の割合

校種	被験者児童生徒数	G (歯周疾患要治療者)	G O (歯周疾患要観察者)	G + G O	歯周疾患割合
中学校(中1)	14,217	534	2,706	3,240	22.8%
高等学校(高1)	8,969	487	2,170	2,657	29.6%
計	23,186	1,021	4,876	5,897	25.4%

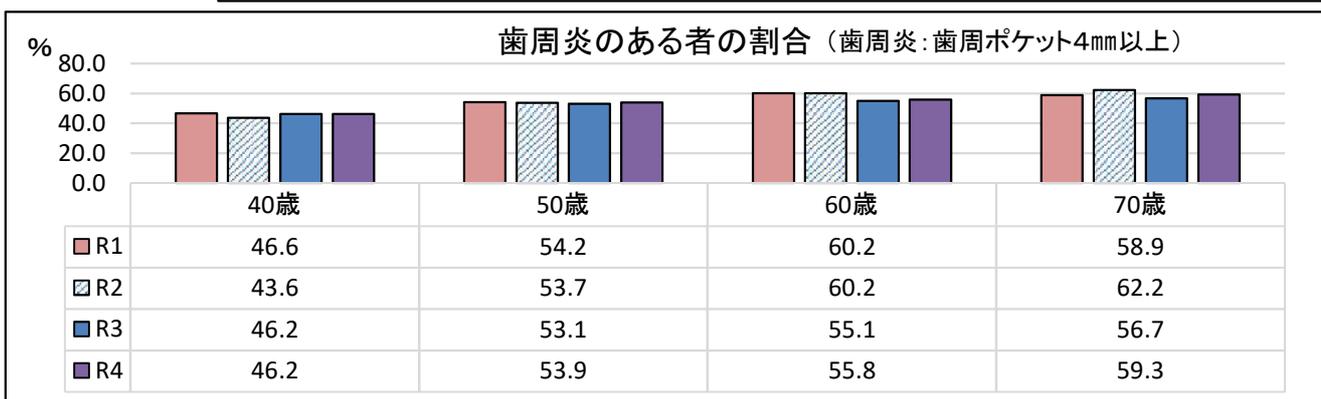
(教育委員会調べ)

- ・ 12歳児でのむし歯のない者の割合は、経年的に見ると改善傾向ではあるが、47都道府県中46位であり、全国との格差も大きい状況である。
- ・ 振興局・支庁をみると、北薩及び始良・伊佐地域振興局が高く、県の数値目標を達成している。
- ・ 歯周疾患の割合は、学年が上がるにつれ増加傾向にあり、高等学校1年生では29.6%の生徒が歯周疾患を有している状況である。

(3) 成人期・高齢期(健康増進法に基づく歯周病検診結果から)



県計画数値目標:40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値) 40%



県計画数値目標:80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合 90%



- ・ 県平均の健康増進法に基づく歯周病検診の受診率は、10%であり、横ばい状態である。地域別では、南薩、北薩、始良・伊佐地域、大島地域が高く、鹿児島市、熊毛・屋久島・徳之島地域が低くなっている。年齢別で比較すると、40・50歳の受診率が低い状況である。
- ・ 進行した歯周炎のある者の割合は、年齢と共に増加傾向にあり、50歳代以降は半数以上が罹患している。
- ・ 20歯以上自分の歯を有する者の割合は、60歳から減少傾向にある。

(4) 高齢期

「お口元気菌ッピ健診」結果から

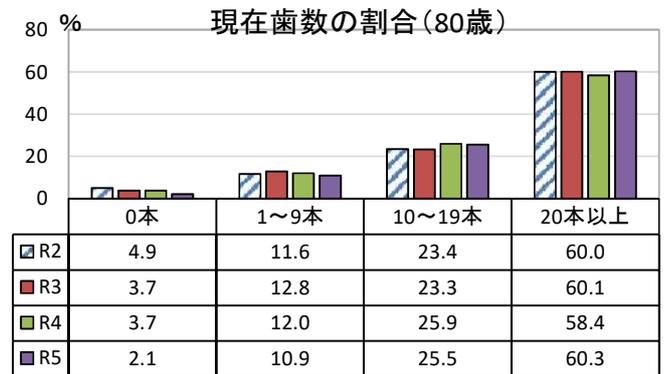
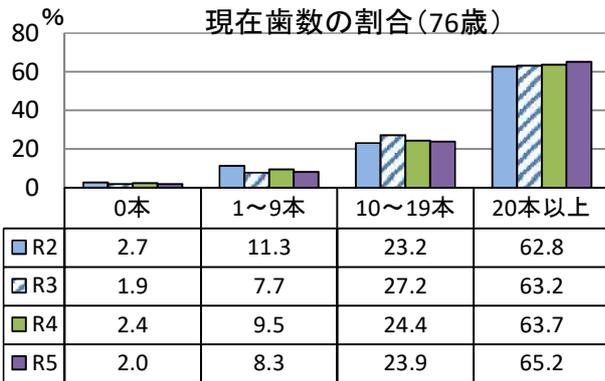
年度	76歳				80歳			
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率	現在歯の割合(20本以上有する人の割合)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率	現在歯の割合(20本以上有する人の割合)
R2	16,137	1,270	7.9%	62.8%	16,429	1,261	7.7%	60.0%
R3	12,814	1,208	9.4%	63.2%	17,142	1,659	9.7%	60.1%
R4	17,916	1,959	10.9%	63.7%	15,685	1,743	11.1%	58.4%
R5	24,711	2,556	10.3%	65.2%	15,936	1,682	10.6%	60.3%

※ 後期高齢者医療広域連合が実施する検診(76歳,80歳の方が対象)検診結果は、各市町村へ情報提供され、介護予防事業の対象者把握等に活用されている。

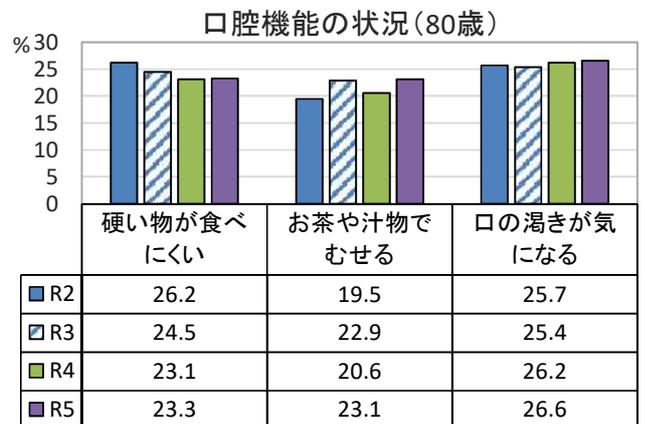
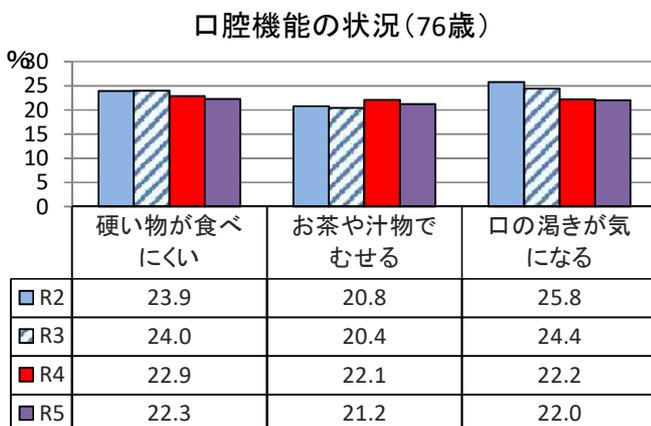
【判定区分】

	異常なし	要指導	要治療・要精密検査【複数選択可】					介護予防部局等への引き継ぎが必要な方 要指導・要精密検査【複数選択可】						
			歯周治療	う蝕治療	補綴処置	義歯(調整・修理・再作製)	その他	口腔乾燥	舌苔	口臭を認めるもの	口腔機能検査でマイナス(+)判定	その他		
76歳 (割合)	255 (9.93%)	1095 (42.84%)	1646 (64.40%)	1214	595	231	297	65	1326 (51.68%)	200	359	165	1029	11
80歳 (割合)	180 (11.05%)	693 (41.20%)	1097 (65.22%)	827	394	158	235	29	870 (51.72%)	159	225	136	666	13
合計	441	1,788	2,743	2,041	989	389	530	94	2,196	359	584	301	1,695	24

- ・ お口元気菌ッピ健診の受診率は、約10%程度と横ばいである。
- ・ 76歳及び80歳ともに、受診者の約5割の者が口腔機能等に何らかの問題を抱えており、介護予防部局等への引き継ぎによる支援が必要な状況である。



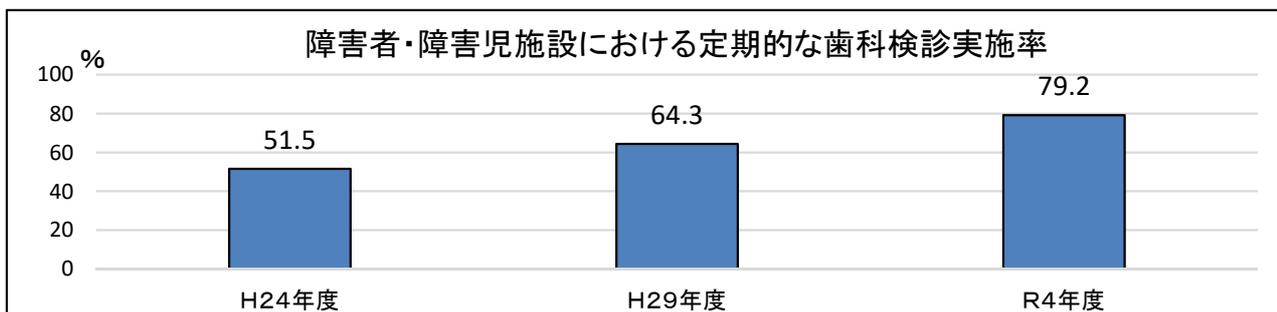
- ・ 現在歯数の割合について、令和5年度の20本以上をみると、76歳で65.2%、80歳で60.3%となっており、約6割の者が20本以上の自分の歯を有している状況である。76歳と80歳を比較すると年齢が上がるに伴い減少している。



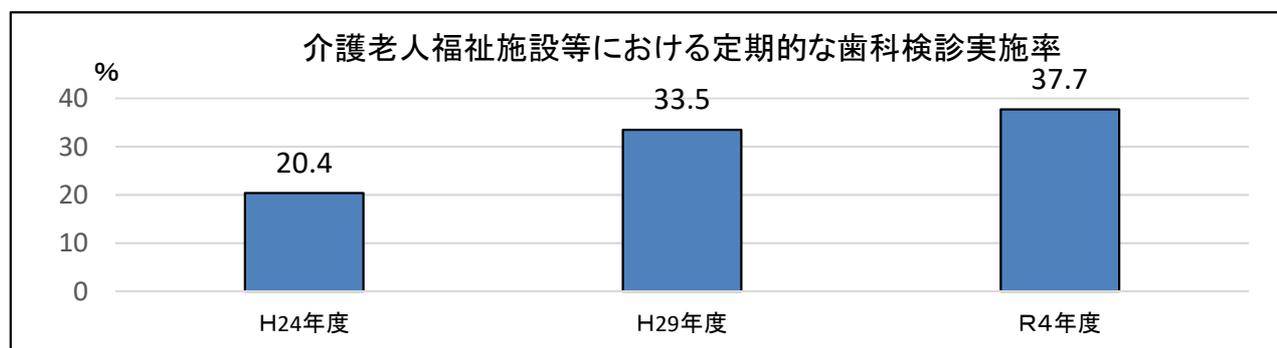
- ・ お口元気菌ッピ健診の受診者の約2割が、硬い物が食べにくい、お茶や汁物でむせる、口の渇きが気になるなど、何らかの口腔機能の低下を感じている状況である。

(5) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

県計画数値目標：障害者支援施設及び障害者入所支援施設での定期的な歯科検診実施率 90%



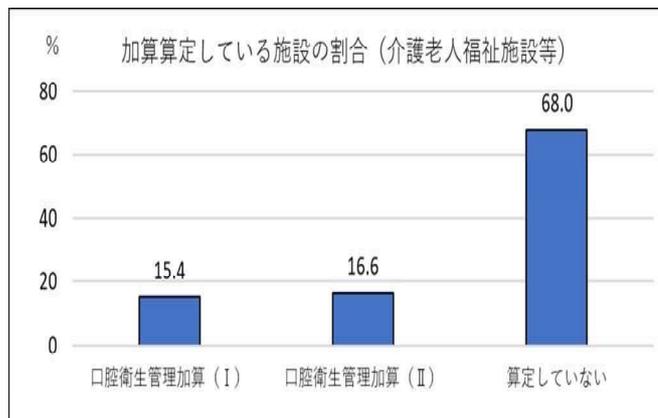
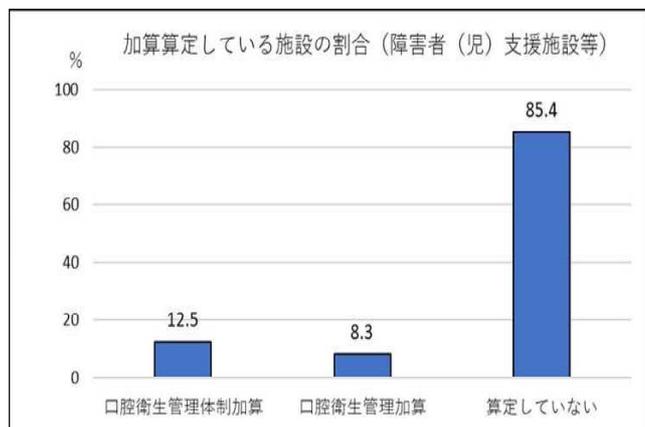
県計画数値目標：介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率 50%



(令和4年度県民の歯科疾患実態調査)

○口腔衛生に関する加算状況

(障害福祉サービス等報酬の口腔衛生に関する加算・介護保険の口腔衛生に関する加算)



(令和4年度県民の歯科疾患実態調査)

- ・ 障害者(児)支援施設及び介護老人保健福祉施設等において平成24年度と比較し、歯科検診実施率が増加している。
- ・ 障害者(児)支援施設等及び介護老人福祉施設等における、口腔衛生に関する加算状況については、いずれも算定している施設は約1割にとどまっている。

(6) 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進

離島僻地巡回歯科診療事業：年2回実施（鹿児島県歯科医師会委託）

対象地域：口永良部島，三島村，十島村

県計画数値目標：歯科巡回診療における定期的な歯科検診・歯科治療の受診率 45%

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人口	口永良部島（屋久島町）	114	99	90	99	106	110	103
	三島村	342	346	348	384	383	377	361
	十島村	688	641	637	637	688	651	674
人口合計 (B)		1,144	1,086	1,075	1,120	1,177	1,138	1138
歯科診療受診者数 (A) ※実人数		282	356	344	303	358	380	325
受診率 (C) = (A) ÷ (B)		24.7%	32.8%	32.0%	27.1%	30.4%	33.4%	28.6%

(保健医療福祉課調べ)

令和5年度は、受診率が28.6%と低くなっている。歯科疾患の治療のみではなく、定期歯科検診としても受診するよう、定期歯科検診の必要性について普及啓発が必要である。

無歯科医地区の推移

	無歯科医地区数	無歯科医地区人口	無歯科医地区寝たきり者数
H21年19月末	41	11,649	
H26年10月末	32	6,688	64
R1年10月末	34	9,081	162
R4年10月末	35	8,361	196

(厚生労働省：無医地区当調査及び無歯科医地区等調査)

市町村別、無歯科医地区等数 (R4年10月末現在)

都道府県名	市町村名	無歯科医地区数	準無歯科医地区数	合計
鹿児島県	日置市	1	0	1
	三島村	4	0	4
	十島村	7	0	7
	薩摩川内市	0	6	6
	出水市	1	1	2
	長島町	1	0	1
	垂水市	0	1	1
	肝付町	1	1	2
	南大隅町	5	0	5
	西之表市	6	0	6
	中種子町	2	0	2
	屋久島町	1	0	1
	瀬戸内町	6	1	7
計	13市町村	35	10	45

(厚生労働省：無医地区当調査及び無歯科医地区等調査)

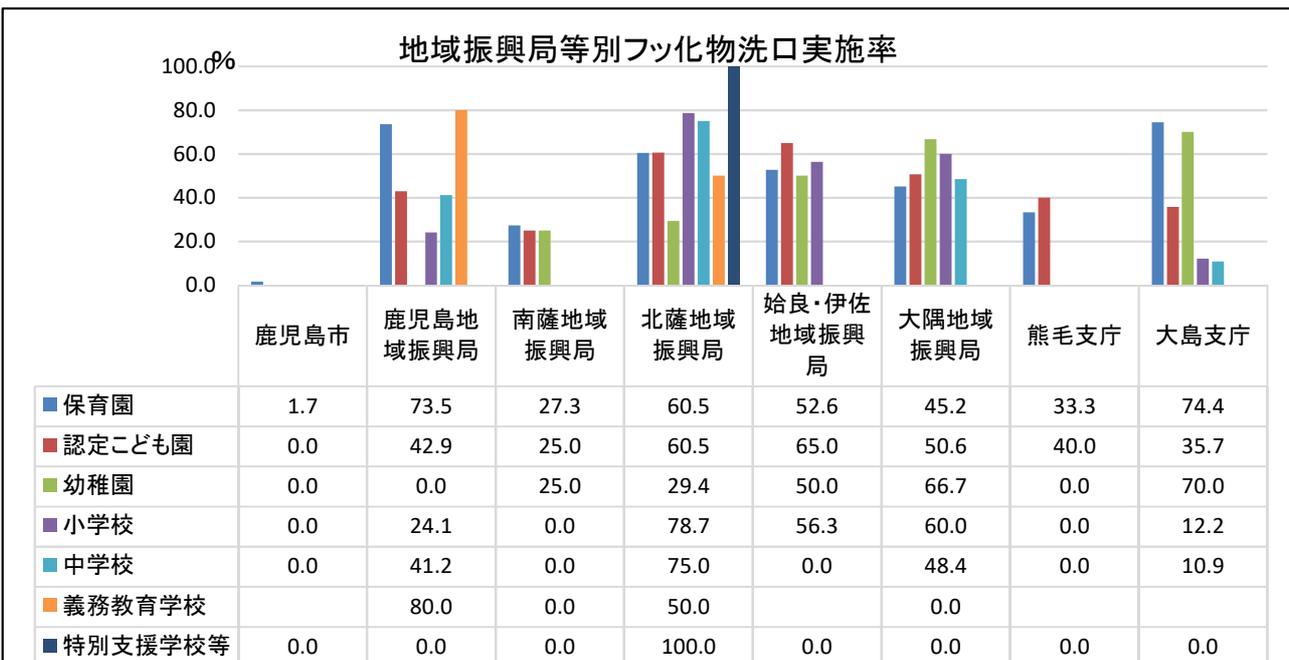
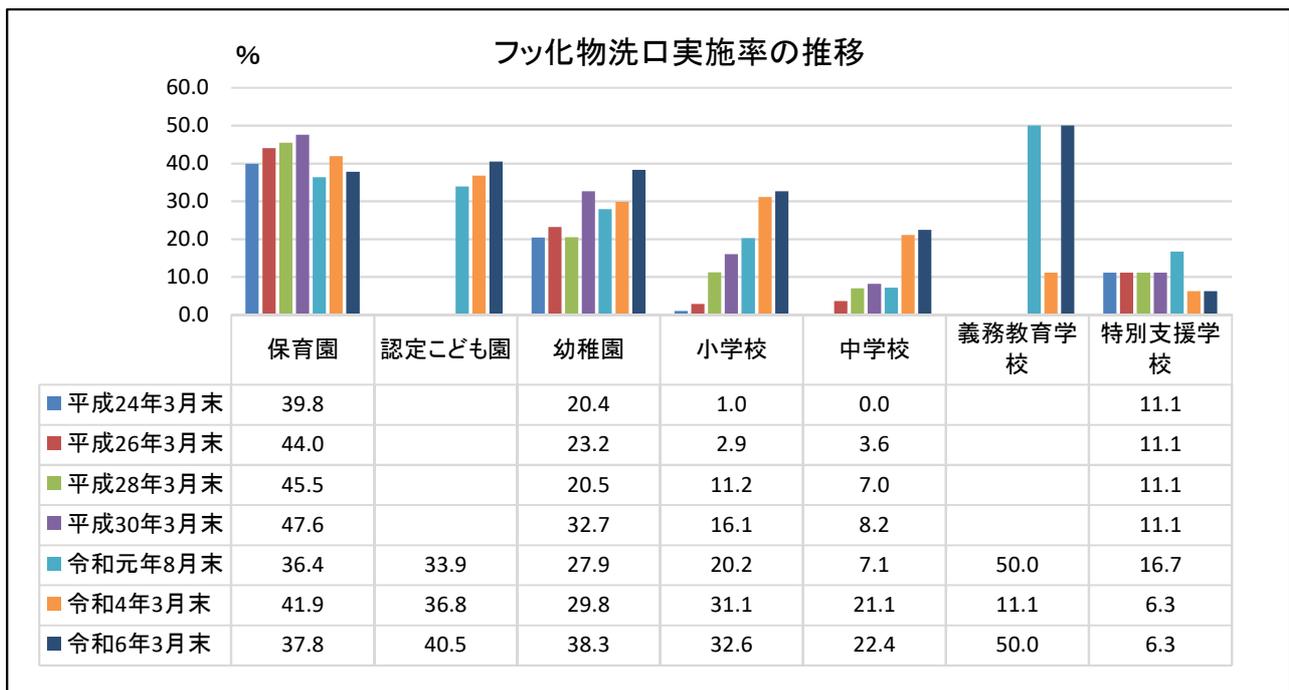
- ・ 無歯科医地区は令和元年以降，増加に転じており今後の状況を注視していく必要がある。
また無歯科医地区人口は減少傾向にあるが，寝たきり者は増加傾向にある。
- ・ 市町村別にみると，三島村，十島村，熊毛地区などの離島や，南大隅町などにおいて，無歯科医地区が多い状況である。

・無歯科医地区とは、歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区。

・準無歯科医地区とは、地区無歯科医地区には該当しないが、無歯科医地区に準じた歯科医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区をいう。（半径4km地区内の人口が50人未満で、かつ山、谷、海などで断絶されていて、容易に歯科医療機関を利用することができないなど）

(7) 幼児期・学齢期のフッ化物洗口実施状況

県計画数値目標：学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合 60%



(健康増進課調べ)

- ・ フッ化物洗口の実施率の推移をみると、経年的に増加傾向にあり、特に小・中学校における実施率が増加している。
- ・ 地域振興局等別でみると、鹿児島、北薩、始良・伊佐、大隅、大島地域の実施率が高く、鹿児島市、南薩、熊毛地域の実施率が低い状況である。
- ・ 小・中学校の実施状況は、**小学校が13市町村(30.2%)**、**中学校が10市町村(23.3%)**で実施している。

(三島村、十島村、阿久根市、薩摩川内市、さつま町、長島町、霧島市、湧水町、鹿屋市、志布志市、大崎町、錦江町、奄美市) * 下線は中学校でも実施

フッ化物洗口実施率〔市町村別〕

R6年3月末実施

		保 育 園	ど 認 も 定 園 こ	幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	育 義 学 務 校 教	援 特 学 別 校 支
鹿児島市		1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0
鹿児島	日置市	55.6	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	いちき串木野市	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0
	三島村	100.0	—	—	—	—	100.0	—
	十島村	85.7	—	—	100.0	100.0	—	—
	計	73.5	42.9	0.0	24.1	41.2	80.0	0.0
南薩	枕崎市	80.0	50.0	100.0	0.0	0.0	—	—
	指宿市	20.0	14.3	0.0	0.0	0.0	—	0.0
	南さつま市	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	南九州市	12.5	30.0	0.0	0.0	0.0	—	—
	計	27.3	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北薩	阿久根市	33.3	100.0	—	100.0	100.0	—	—
	出水市	45.5	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	薩摩川内市	68.8	36.8	33.3	100.0	100.0	100.0	—
	さつま町	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	—
	長島町	60.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
	計	60.5	60.5	29.4	78.7	75.0	50.0	100.0
始良・伊佐	霧島市	80.0	66.7	66.7	100.0	0.0	—	0.0
	伊佐市	50.0	70.0	100.0	0.0	0.0	—	—
	始良市	23.5	53.3	0.0	0.0	0.0	—	0.0
	湧水町	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	—	—
	計	52.6	65.0	50.0	56.3	0.0	—	0.0
大隅	鹿屋市	0.0	6.1	66.7	100.0	100.0	—	0.0
	垂水市	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	—	—
	曾於市	66.7	84.6	—	0.0	0.0	—	—
	志布志市	80.0	92.3	—	100.0	0.0	—	—
	大崎町	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	—
	東串良町	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	—	—
	錦江町	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
	南大隅町	100.0	—	—	0.0	0.0	—	—
	肝付町	0.0	75.0	—	0.0	0.0	0.0	—
計	45.2	50.6	66.7	60.0	48.4	0.0	0.0	
熊毛	西之表市	40.0	66.7	0.0	0.0	0.0	—	—
	中種子町	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
	南種子町	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	—
	屋久島町	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	—	—
	計	33.3	40.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0
大島	奄美市	100.0	0.0	66.7	47.6	41.7	—	—
	大和村	100.0	—	—	0.0	0.0	—	—
	宇検村	100.0	—	—	0.0	0.0	—	—
	瀬戸内町	62.5	—	100.0	0.0	0.0	—	—
	龍郷町	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
	喜界町	100.0	—	100.0	0.0	0.0	—	—
	徳之島町	80.0	—	100.0	0.0	0.0	—	—
	天城町	75.0	0.0	50.0	0.0	0.0	—	—
	伊仙町	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	—	—
	和泊町	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	—	—
	知名町	100.0	0.0	—	0.0	0.0	—	—
	与論町	—	33.3	—	0.0	0.0	—	—
計	74.4	35.7	70.0	12.2	10.9	—	0.0	
県全体		37.8	40.5	38.3	32.6	22.4	50.0	6.3

*「—」は該当施設なし

(健康増進課調べ)

その他 市町村における歯科衛生士の配置状況

(R6.4.1現在)

	市町村名	常勤職員(人)	会計年度任用職員(人)	その他(人)	備考
1	鹿児島市	4	20		常勤:保健センター2・保健予防課2 会計年度:保健センター20(内3名は一体的実施のみ従事)
2	鹿屋市	1	2		
3	枕崎市		1		
4	阿久根市				
5	出水市	1	4		会計年度任用職員:月2~8回健診等業務に従事
6	指宿市		1		
7	西之表市		1		
8	垂水市		1		
9	薩摩川内市	2	2	2	川内保健センター1, 保健年金課1, 里・下甑診療所2
10	日置市		9		
11	曾於市	1			参事補
12	霧島市		2		すこやか保健センター1, 長寿介護課1
13	いちき串木野市	1			
14	南さつま市		2		保健課1, 子ども未来課1
15	志布志市	1			
16	奄美市				
17	南九州市		1		
18	伊佐市		1		
19	始良市		2		子どもみらい課1, 健康保険課1(R6.5.1配置一体的実施事業)
20	三島村				
21	十島村				
22	さつま町		2		保健福祉課1, こども課1
23	長島町				
24	湧水町				
25	大崎町				
26	東串良町				
27	錦江町		1		
18	南大隅町			2	佐多歯科診療所
29	肝付町				
30	中種子町		1		
31	南種子町				
32	屋久島町				
33	大和村			1	村立大和村診療所 非常勤にて歯科衛生士の資格がある看護師が週2回勤務
34	宇検村				
35	瀬戸内町				
36	龍郷町				
37	喜界町				
38	徳之島町	1	1		常勤職員(育休中)
39	天城町				
40	伊仙町		1		
41	和泊町				
42	知名町		1		
43	与論町	1			R5与論町役場 主事として採用
	計	13	56	5	

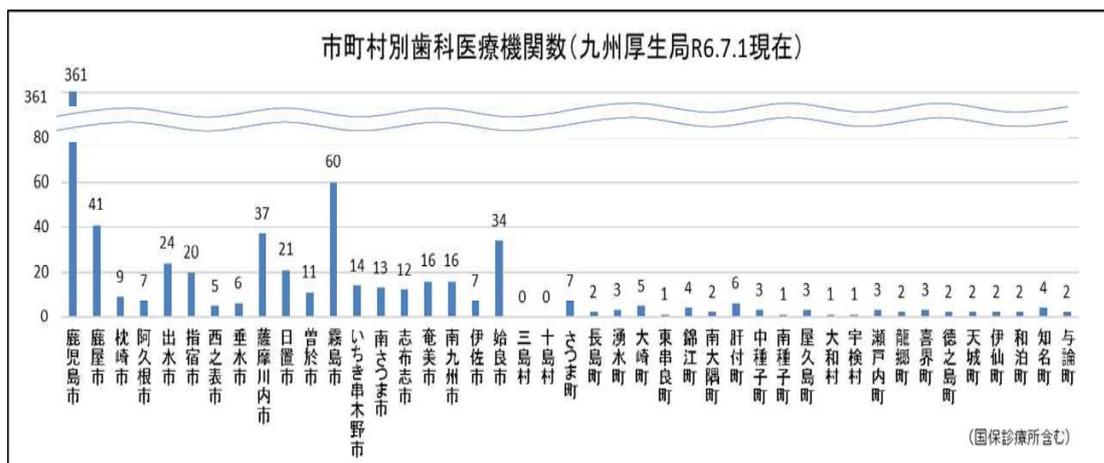
(健康増進課調べ)

常勤歯科衛生士配置市町村:9市町(13名)

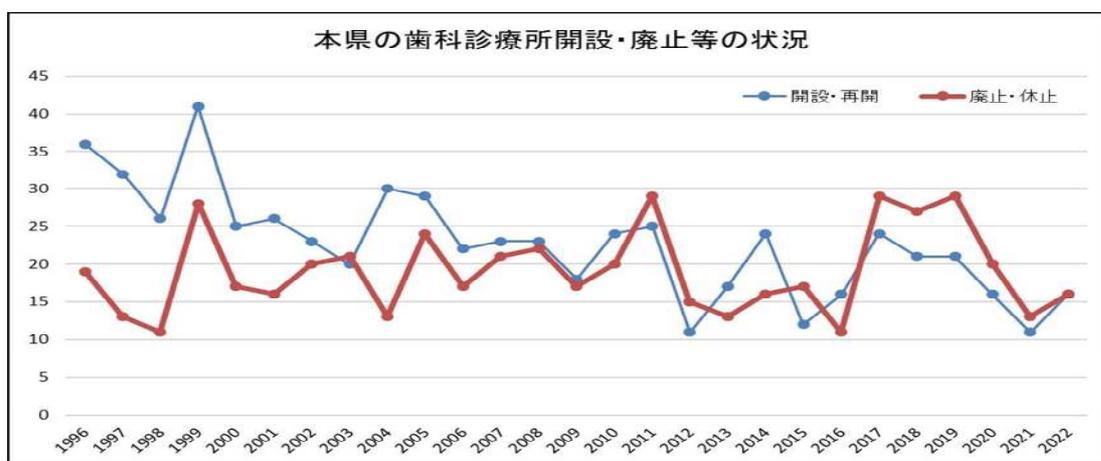
歯科衛生士配置なし市町村(常勤・会計年度任用職員) 19市町村

阿久根市, 奄美市, 三島村, 十島村, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 南大隅町, 肝付町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 天城町, 和泊町

その他 歯科医療機関等の状況について

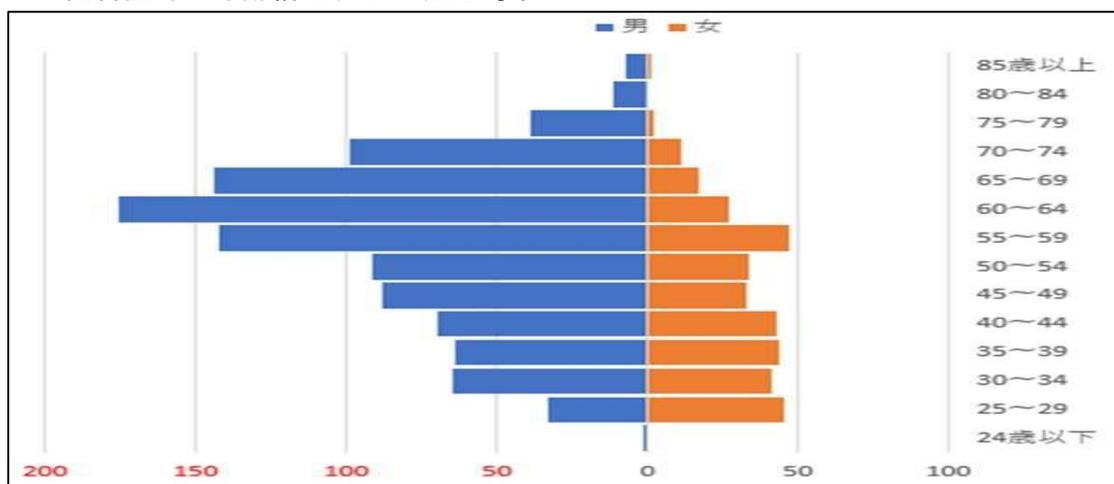


(九州厚生局届出)



歯っとサイト：医療施設調査

歯科医師の年齢構成状況（鹿児島県）



厚生労働省：厚生労働白書。令和4年版，歯っとサイト：歯科医師調査

- ・ 歯科医療機関の開設・再開よりも、廃止・休止が上回る傾向にある。
- ・ 歯科医師の年齢構成についてみると、60～64歳が多く、次いで55～59歳、65～69歳となっている。

(3) 令和6年度の県及び市町村の歯科保健事業の実施状況について

県の歯科口腔保健関係事業の実施状況

項目	担当課	事業名	区分			事業実施主体 (※は委託先)	事業の内容(対象、実施回数等)	区分
			単 独	補 助	委 託			
基盤整備	健康増進課	口腔保健支援センター運営事業	○			県	・歯科口腔保健推進協議会 歯科口腔保健を推進するために、関係団体代表者による協議を行う。	継続
			○			地域振興局等	・地域歯科口腔保健推進会議 地域の歯科口腔保健を推進するために、地域の関係団体代表者による会議を行う。	継続
			○			県	・行政歯科衛生士等研修会 歯科保健の専門的な知識だけでなく、行政の専門職として必要な技量として、時代のニーズに合った新しい取り組みを企画立案することや多職種や関係団体と連携し、事業を転換する能力などを身につける。	継続
			○			地域振興局等	・地域歯科保健向上実践事業 地域の歯科保健の課題に応じた具体的方策(役割分担・連携方法)の検討等を行う。	継続
			○			地域振興局等	・8020運動推進員活動支援事業 8020運動推進員の資質向上を図るとともに、地域での自発的な啓発活動の評価を行い推進員としての自立支援を行うため研修・実技指導等を行い、地域における歯科保健の向上を図る。	継続
乳幼児期	健康増進課	歯科口腔保健意識啓発事業			○	※((公社)県歯科医師会)	・フッ化物洗口推進支援事業 県内の幼児のむし歯の低減を図り、健康な口腔の育成を図るために、フッ化物洗口を活用した保育所・幼稚園のむし歯予防対策に取り組む市町村に歯科専門職を派遣するなど支援を行う。	継続
	子育て支援課	乳幼児医療費助成事業		○		市町村	・子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、乳幼児医療費の助成を行う市町村に対し、経費の一部を補助する。	継続
		子ども医療給付事業		○		市町村	・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の高校生までを対象に、医療機関等における窓口負担をなくす子ども医療給付費を行う市町村に対し、経費の一部を補助する。	継続
		ひとり親家庭医療費助成事業		○		市町村	・母子家庭・父子家庭等における健康の保持や生活の安定、福祉の向上を図るため、医療費の助成を行う市町村に対し、経費の一部を補助する。	継続
学齢期	保健体育課	学校保健・安全・歯科保健講習会	○			県教育委員会	・学校歯科医等を講師としてオンラインによる講習会を実施し、学校保健・安全・歯科保健に関する効果的指導法及び健康教育並びに学校安全の今日的課題の解決方法について研修するとともに、指導者の資質向上を図る。	継続
		(一社)日本学校歯科医会委嘱「生きる力をはぐむ歯・口の健康づくり推進事業」		○		(一社)日本学校歯科医会 (県教育委員会) (鹿屋市立鹿屋東中学校)	・歯・口の健康づくりについて、学校歯科保健でどのように推進していくか、その指導方法を研究する。	継続
成人期	健康増進課	歯科口腔保健実践指導事業			○	※((公社)県歯科医師会)	・成人期の歯科口腔保健対策事業 歯周病検診の受診率向上を図るため、事業所等に対して、歯科口腔保健に係る普及啓発を行う。	継続
		健康増進支援事業(歯周病検診)		○		市町村	・健康増進法に基づき市町村が実施する歯周疾患検診等の保健事業に対し補助金を交付する。	継続

項目	担当課	事業名	区分			事業実施主体 (※は委託先)	事業の内容(対象, 実施回数等)	区分
			単独	補助	委託			
・成人期 高年齢期	国民健康保険課	糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導事業			○	※(公社)鹿児島県歯科衛生士会	・糖尿病重症化予防歯科保健指導従事者登録制度の構築・運用によって、40～74歳の国保被保険者のうち、市町村が実施する糖尿病重症化予防対策事業の対象者に対し、登録者が歯科保健指導を実施し、歯周病予防に取り組むことで糖尿病の重症化予防を図る。 ・人材育成研修会の開催 ・糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導モデル事業の実施 ・指導用媒体の更新	継続
高年齢期	高齢者生き生き推進課	かごしま介護予防(総合事業)推進事業	○			県	市町村における介護予防事業見直しの取組を推進するための支援 リハビリテーション専門職等の介護予防への関与の促進を図るための支援 ・地域リハビリテーション市町村支援検討会(意見交換会)の開催 ・地域リハビリテーション活動促進検討・研修会の開催 ・リハビリテーション専門職の派遣調整 介護予防・日常生活総合事業における従事者等研修	継続
	高齢者生き生き推進課	地域支援事業		○		市町村	・全高齢者を対象とする介護予防・日常生活総合支援事業で口腔機能向上等についての普及啓発や情報提供、口腔機能向上のプログラムの提供を行う。	継続
	高齢者生き生き推進課	歯科医師向け認知症対応力向上研修(認知症施策連携・体制整備事業)			○	※((公社)県歯科医師会)	・高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の本人とその家族を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施する。	継続
	健康増進課	歯科口腔保健意識啓発事業			○	※((公社)県歯科医師会)	・オーラルフレイルを通じた介護予防人材育成推進事業 歯科保健医療関係者がオーラルフレイルに関する知識を深め、歯科診療所や市町村の介護予防事業等の取組での実施を推進するため、介入・支援等を行える人材育成や体制づくりを行う。	継続
障害児(者)	障害福祉課	重度心身障害者医療費助成事業		○		市町村	・重度心身障害者の健康の保持増進を図るため、重度心身障害者が医療費に要した費用の自己負担分に対して、市町村が助成した経費の一部(1/2)を補助する。	継続
	健康増進課	歯科口腔保健実践指導事業	○			保健所	・訪問口腔保健指導の実施 難病患者等に対する訪問指導及び介護保険施設・障害者支援施設等に対する歯科検診・口腔ケアの実施について助言支援等を行う。	継続
	保健医療福祉課	障害者等歯科診療普及事業			○	※((公社)県歯科医師会)	・障害者、難病患者、長期療養児等に対する巡回歯科診療の実施及び地元歯科協力医等に対する巡回診療車による障害者等歯科臨床研修の実施により地域の障害者等歯科保健医療体制の整備を目指すとともに、福祉施設職員等に対して口腔ケアの指導を実施することにより、障害者等の歯科診療・予防体制の充実を図る。	継続
		障害者等歯科診療所運営事業			○	※((公社)県歯科医師会)	・休日における歯科診療及び心身障害者(児)への歯科診療の確保を図る。	継続
歯科医療・人材確保	保健医療福祉課	歯科巡回診療車運営事業			○	※((公社)県歯科医師会)	・無歯科医地区の住民を対象にした巡回診療を行う。	継続
		離島歯科医療等体制充実事業			○	※((公社)県歯科医師会)	・無歯科医地区の住民を対象に、義歯の製作調整、重度のむし歯治療、歯周病治療等の複数回の治療を必要とする患者への巡回診療を行う。	継続
		歯科衛生士確保対策事業			○	※((公社)県歯科医師会)	・結婚、出産等により離職した歯科衛生士を再教育し、離職期間の知識、技術を補い、業務復帰を促進することで、県内歯科衛生士の人材確保を促す。	継続
在宅歯科医療連携	健康増進課	多職種連携による口腔ケア体制整備事業		○		県内3医療機関	・入院患者に対し口腔管理や専門的な口腔ケアを実施し、在宅まで切れ目のない支援を行う体制を構築する。	継続

令和6年度市町村歯科保健事業実施状況（妊婦・乳幼児期）

市町村名	母子健康手帳交付時の歯科指導	妊婦教室時の歯科指導	妊婦歯科検診	3～4か月児の歯科指導	6～7か月児の歯科指導	離乳食教室時の歯科指導	その他	業「その他」の事	1歳児歯科健診・フッ素塗布	2歳児歯科健診・フッ素塗布	塗布	2歳6か月児歯科健診・フッ素塗布	4歳児歯科健診・フッ素塗布	5歳児歯科健診・フッ素塗布	その他	名「その他」事業
1 鹿児島市	1	1	1				1	母と子の健康教育事業（育児教室における歯科指導） 育児支援事業（育児相談における歯科指導）	1	1		1			1	乳幼児歯の歯の健康づくり事業（就学前児フッ素塗布）
2 鹿屋市			1	1	1	1	1	・母子相談 歯科指導・相談 ・新生児口腔機能ケア（母乳の飲み方でつまづきのある乳児に対する口腔マッサージ）		1					1	・歯っぴい教室 保育園、幼稚園、支援センター等を対象とした歯科健康教育 ・母子相談 歯科指導、相談
3 枕崎市		1	1		1		1	1歳児教室歯科指導 5歳児教室歯科指導				1			1	
4 阿久根市	1	1	1	1	1					1		1				
5 出水市	1	1	1		1	1	1	・歯科相談			1	1		1	1	・予約歯科 ・歯科相談
6 指宿市	1		1	1	1					1				1		
7 西之表市	1		1	1	1					1						
8 垂水市	1	1	1	1	1	1				1		1		1	1	
9 薩摩川内市							1	母子健康手帳交付時の歯科教育 妊婦歯科検診の受診勧奨（母子健康手帳交付時・妊娠5、6か月）			1					
10 日置市	1		1	1	1		1	・パートナー歯科健診 ・育児相談時の歯科指導			1					育児相談時の歯科指導
11 曾於市	1		1		1	1					1		1			1歳児相談時歯科指導
12 霧島市	1		1			1	1	7～8か月児健診、育児相談			1					
13 いちき串木野市	1		1	1	1	1	1	10～12か月児相談 出前講座（依頼時子育て支援センター等にて健康教育）			1	1		1	1	
14 南さつま市	1	1	1	1	1	1	1	妊産婦乳幼児相談事業ですこやか育児相談を実施			1		1	1	1	4歳児歯科健診は、フッ素塗布のみ行っています。 ・3歳フッ素塗布（3歳児健診は3歳7か月でご案内しているため、3歳誕生月前後で受診するフッ素塗布券を発行）
15 志布志市	1		1								1			1		
16 奄美市	1		1		1						1	1			1	3歳児歯科検診・フッ素塗布
17 南九州市	1		1	1	1		1	育児相談日、親子教室での歯科相談・指導				1	1		1	・育児相談日、親子教室での歯科相談・指導 ・5歳児健診で、虫歯なしであったお子さんの写真を広報誌に掲載している（同意有の方のみ）

	市町村名	母子手帳交付時の 歯科指導	妊婦教室時の 歯科指導	妊婦歯科検診	3歳4か月児の 歯科指導	6歳7か月児の 歯科指導	離乳食教室時の 歯科指導	その他	業「その他」の事	1歳児歯科健 診・フッ素塗布	2歳児歯科健 診・フッ素塗布	2歳6か月児 歯科健診・フッ 素塗布	4歳児歯科健 診・フッ素塗布	5歳児歯科健 診・フッ素塗布	その他	名「その他」事 業
18	伊佐市		1	1	1			1	11か月児育児相談時の 歯科指導 育児相談時の歯科指 導		1					
19	始良市			1			1	1	歯科健康相談		1					
20	三島村													1		
21	十島村															
22	さつま町	1		1	1	1	1			1	1				1	むし歯予防の日（0 歳～就学前までの 歯科相談・フッ素 塗布）
23	長島町			1	1	1					1	1	1		1	3歳児歯科健診・ フッ素塗布 3歳6ヶ月児歯科 健診・フッ素塗布
24	湧水町			1	1			1	10～11か月児の歯科 指導		1	1		1	1	
25	大崎町	1		1	1	1					1				1	・1歳児育児相談 ・育児相談
26	東串良町				1	1					1	1			1	
27	錦江町	1	1	1	1	1	1	1	・妊婦の配偶者歯科 健診	1	1			1	1	3歳児歯科健診・ フッ素塗布（3歳 児健診は3歳6カ 月で実施の為）
28	南大隅町			1	1	1		1	母子相談時の歯科指 導			1				4歳半健診・フッ 素塗布 5歳半歯科検診・ フッ素塗布
29	肝付町			1		1					1					
30	中種子町	1		1		1				1	1			1		
31	南種子町			1						1	1					
32	屋久島町			1						1	1		1	1	1	3歳児歯科健診 （すまいる歯科健 康診査事業）
33	大和村			1		1		1	歯科指導及び歯科検診	1	1		1	1	1	
34	宇検村	1		1	1	1		1	産婦歯科検診	1	1	1		1		
35	瀬戸内町	1	1	1	1	1				1	1					
36	龍郷町	1		1		1	1			1	1		1	1		
37	喜界町	1	1	1	1	1				1	1					
38	徳之島町		1	1	1	1	1			1	1			1	1	歯科相談日（1歳 ～5歳児、3カ月 ごとの歯科検診及 びフッ素塗布）
39	天城町	1		1	1	1					1	1				
40	伊仙町	1	1	1	1	1	1	1	新生児訪問での歯科 指導		1	1		1	1	1歳6か月児健診・ フッ素塗布 3歳児健診・フッ素 塗布
41	和泊町	1		1		1	1				1	1			1	
42	知名町	1	1	1	1	1	1				1					
43	与論町	1		1	1	1					1			1	1	
	実施市町村数	27	14	40	24	33	16	18		0	12	40	16	6	18	21

令和6年度市町村歯科保健事業実施状況(成人期)

	市町村名	健康増進法に基づく歯周疾患検診	健康増進法に基づく歯周疾患健康相談	健康増進法に基づく歯周疾患健康教育	健康増進法に基づく訪問指導(歯科指導)	特定健診時に歯科保健指導を実施	口腔がん検診	糖尿病予防事業を推進し重症化を防止	その他	「その他」の事業
1	鹿児島市	1	1	1						
2	鹿屋市	1	1	1		1		1	1	・特定健診受診後の結果報告会で歯科保健指導を実施 ・30代健診の事後教室で歯科保健指導
3	枕崎市	1							1	特定健診後の結果報告会での歯科指導
4	阿久根市	1								
5	出水市	1							1	61歳～65歳歯周病検診
6	指宿市	1						1		
7	西之表市	1	1					1		
8	垂水市	1							1	健康チェック(口腔機能検査)
9	薩摩川内市	1		1					1	結果報告会時に歯科検診への受診勧奨、生活習慣病との関わりについての教育
10	日置市	1		1	1		1	1		
11	曾於市	1								
12	霧島市	1	1	1		1		1		
13	いちき串木野市	1	1	1					1	出前講座(依頼時障がい者就労支援センターにて健康教育)
14	南さつま市	1	1	1	1			1	1	特定健診(脱漏)時に歯科指導を実施
15	志布志市	1				1				
16	奄美市	1	1					1		
17	南九州市	1	1	1				1		
18	伊佐市	1								
19	始良市	1						1		
20	三島村	1		1						
21	十島村	1		1						
22	さつま町	1	1				1		1	18歳成人スタート歯科健診
23	長島町	1								
24	湧水町	1						1		
25	大崎町	1								
26	東串良町	1								
27	錦江町	1	1	1	1	1		1		
28	南大隅町	1								
29	肝付町	1								
30	中種子町	1				1				

	市町村名	健康増進法に基づく歯周疾患検診	健康増進法に基づく歯周疾患健康相談	健康増進法に基づく歯周疾患健康教育	健康増進法に基づく訪問指導（歯科指導）	特定健診時に歯科保健指導を実施	口腔がん検診	糖尿病性腎症重症化予防事業時に歯科保健指導を実施	その他	名「その他」の事業
31	南種子町	1						1	1	フレイル予防事業（特定健診の結果を返却・保健指導を行う結果報告会において口腔機能向上を含むフレイル予防の講話を実施する。）
32	屋久島町	1								
33	大和村	1								
34	宇検村	1						1		
35	瀬戸内町	1	1	1						
36	龍郷町	1		1						
37	喜界町	1								
38	徳之島町	1	1	1		1			1	健康増進法に基づく歯周疾患検診の対象者以外の希望者に無料で検診を実施
39	天城町	1				1				
40	伊仙町	1	1			1				
41	和泊町	1								
42	知名町	1	1	1						
43	与論町	1	1	1		1				
実施市町村数		43	15	16	3	9	2	13	10	

令和6年度市町村歯科保健事業実施状況(高齢期)・新規事業の実施状況

	市町村名	一般介護予防事業(口腔機能向上)	介護予防・生活支援による歯科指導(訪問による)	介護予防・生活支援による歯科指導(通所による)	ポピュレーションアプローチ	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(口腔機能向上)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(口腔機能向上)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(口腔機能向上)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(口腔機能向上)	その他	「その他」事業名	R6年度の新規事業の有無	新規事業名
1	鹿児島市	1				1	1	1					
2	鹿屋市	1				1	1	1	1	1	・長寿健診受診後の結果報告会で歯科保健指導を実施 ・自立支援型地域ケア個別会議	1	長寿健診時の噛むかむチェック
3	枕崎市	1										1	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施(口腔機能向上・オーラルフレイル)ポピュレーションアプローチ
4	阿久根市	1				1							
5	出水市	1				1		1	1	1	・7024 歯科表彰		
6	指宿市	1				1	1						
7	西之表市	1		1		1	1	1					
8	垂水市	1				1	1		1	1	特定健診結果報告会における歯科保健指導	1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(ポピュレーションアプローチ及びハイリスクアプローチ)
9	薩摩川内市	1				1	1						
10	日置市	1				1	1					1	パートナー歯科健診
11	曾於市	1				1	1	1					
12	霧島市	1				1	1	1					
13	いちき串木野市	1		1		1	1	1					
14	南さつま市	1				1	1	1					
15	志布志市					1	1	1					
16	奄美市	1				1	1						
17	南九州市	1				1	1	1					
18	伊佐市					1		1					
19	始良市					1	1	1					
20	三島村					1							
21	十島村					1							
22	さつま町	1											
23	長島町					1			1	1	広域連合実施の歯っぴい検診の実施		
24	湧水町	1	1			1						1	5歳児歯科検診・フッ素塗布 糖尿病性腎症重症化予防事業時の歯科保健指導
25	大崎町					1						1	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施のポピュレーションアプローチ
26	東串良町					1		1					
27	錦江町	1	1	1		1	1	1				1	・20歳、30歳歯周疾患検診 ・妊婦の配偶者歯科健診
28	南大隅町					1							
29	肝付町					1	1						
30	中種子町												

(4) 令和6年度 各団体の歯科口腔保健に関する取組状況について

団体名	施策番号	事業名	内容
県 歯 科 医 師 会	① ② ④ ⑤	1. 公衆衛生向上推進事業 (1) ライフステージ歯科保健推進事業	すべてのライフステージでの健全な口腔衛生及び口腔機能の維持増進を目的とした、各健診事業、むし歯及び歯周病の予防事業、広報事業、啓発事業 ・フッ化物洗口推進支援事業 ・成人期の歯科口腔保健対策事業 ・口腔がん検診事業 ・後期高齢者口腔健診事業 等
	① ⑤	(2) 学校歯科推進事業	学童期のむし歯・歯周病予防、口腔機能の健全な発育、正しい食生活の獲得による心身の発達を目指す事業 ・学校保健・安全・歯科保健講習会 ・図画ポスター、標語コンクール事業 ・スポーツ歯学事業 等
	① ④ ⑤	(3) 医療連携・在宅歯科推進事業	高齢期の生活の質や日常の生活動作の維持 ・向上（食事を美味しく食べることができる等）、口腔機能の向上（誤嚥性肺炎等の予防）を目的とする事業 ・歯科医療連携室事業 ・オーラルフレイル対策推進事業 ・歯科医師認知症対応力向上研修事業 ・がん診療医科歯科連携事業 等
	⑤ ⑥	2. 歯科医療提供体制整備事業 (1) 学術推進事業	エビデンスに基づいた医療・保健・福祉に関連する情報を、各種団体と連携共有して歯科医療関係者へ提供し、生涯研修の推進に寄与する。ひいては県民全体の健康と福祉の向上を図る事業
	⑤ ⑥	(2) 社会保障・医療保険関連事業	高度化・専門化する医療・保健・福祉において、歯科医療関係者に医療保険・社会保障に関する研修と情報を提供することにより、県民の健康と福祉の向上を図る事業
	⑤ ⑥	(3) 医療安全対策推進事業	安心・安全で良質な医療環境の整備及び適正な歯科医療を提供するために、歯科医師及び歯科医療従事者の技術の習得と知識の向上を図る事業

県 歯 科 医 師 会	⑥	(4) 歯科医療関係者の人材育成事業	<p>歯科関係職種の資質の向上により良質な医療の提供を図り県民の健康に寄与する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科助手養成事業 ・ 歯科衛生士確保対策事業 等
	⑦	(5) 災害時の対策整備事業・身元確認協力推進事業	<p>大規模災害、事故発生時における被災者や犯罪被害者等の身元確認を支援するための事業</p> <p>大規模災害時の医療救護体制の強化と行政及び地域の医師会、歯科医師会との連携体制づくり、被災地域での歯科保健医療活動を行うための環境整備を目的とした事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時対策・警察歯科総合検討会議 ・ 死体検案・身元確認研修事業 ・ 災害歯科保健医療体制事業
	⑤	3. 公衆衛生啓発推進事業 (1) 機関紙頒布事業 (2) 公衆衛生情報発信事業 (3) 公衆衛生啓発事業	<p>会報誌を頒布する他、本会ホームページ等での情報配信やマスメディアも有効活用して、医療・歯科口腔保健に関する情報を広く県民に提供する事業</p>
	⑤	4. 行政及び関連団体との連携と協力等の事業	<p>行政・教育機関・研究機関、歯科関係団体との相互協力や情報交換など、地域医療に関する緊密な連携により地域歯科医療に関する事業の展開を検討、協議し県民の地域医療と口腔保健の増進を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会との協議会 ・ 口腔機能管理推進協議会 ・ 鹿児島大学歯学部との協議会 ・ 歯科保健医療問題協議会 等
	② ③ ⑦	5. 口腔保健センター事業	<p>二次医療機関として、休日等急患歯科診療及び地域における障害者（児）歯科医療のを担っている。また、一次歯科医療機関の機能を補完し、公益の増進に寄与する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等歯科診療所運営事業
	③ ⑦	6. 巡回診療車事業	<p>巡回診療車による地域の障害者（児）及び離島、へき地における歯科診療と口腔保健の提供により、歯科医療保健の格差の解消を図り、公益の増進に寄与する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科巡回診療車運営事業 ・ 障害者等歯科診療普及事業 ・ 離島歯科医療体制充実事業 等

	⑥	7. 歯科衛生士、歯科技工士養成事業	高度化・専門化する歯科医療技術と歯科口腔保健の知識に対応した歯科衛生士及び歯科技工士を養成する事業。
会 推 県 進 8 員 0 連 2 絡 0 協 運 議 動	①	・ 8020運動の推進	乳幼児から高齢者に対して、料理教室やイベント等において予防の大切さ、また高齢者においては。オーラルフレイルにならないよう啓発を実施。
県 医 師 会	④	・ 糖尿病重症化予防対策検討会（国保ヘルスアップ支援事業）	・ 糖尿病に関する最新の知見等情報の共有や医科歯科等関係者間の連携体制の構築を図る
県 看 護 協 会	①	・ 高齢者権利擁護推進事業	【講演・演習】 ・ テーマ：高齢者の摂食嚥下メカリズム ・ 日時：令和6年7月4日（木） ・ 講師：米盛病院 摂食・嚥下障害看護認定看護師 松葉正昇
	①	・ 看護協会教育事業	【講演・演習】 ・ テーマ：摂食障害のある患者の看護 ～安全に食べることを支えよう～ ・ 日時：令和6年10月17日（木） ・ 講師：米盛病院 摂食・嚥下障害看護認定看護師 松葉正昇
	①	・ 訪問看護養成研修	【講演】 ・ テーマ：口腔ケアにおける訪問看護師の役割 ・ 在宅歯科医療 ・ 日時：令和6年8月24日（土） ・ 講師：鹿児島県歯科医師会理事 川越佳昭

<p style="text-align: center;">県 歯 科 衛 生 士 会</p>	<p>① ② ④ ⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生の普及啓発に関する事業 ・ 広報活動に関する事業 ・ 歯科衛生士の生涯研修に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯と口の健康週間事業 ・ 第 40 回お口の健康フェア ・ 市民のための歯科健康講座 ・ 歯っぴいメモリアル ・ 糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導事業 ・ すこやか長寿健康支援（口腔機能向上）事業 ・ 介護予防地域ケア会議 ・ 学校歯科保健 ・ 事業所歯科保健 ・ 会員情報誌の発行（年 4 回） ・ 一般情報誌の発行（年 2 回） ・ 歯科衛生士技術研修会（デンタルハイジニストスキルアップセミナーの開催） ・ 臨床指導者の資質向上研修会（臨床指導者研修会、デンタルハイジニストスキルアップセミナーの開催） ・ 歯科衛生士等業務支援研修会の開催
<p style="text-align: center;">県 栄 養 士 会</p>	<p>① ⑥ ⑦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシの作成 ・ 研修会の開催 他職種連携に学ぶ基本の基 ・ 大規模災害時の対応 	<p>※ライフコースアプローチに準じ、それぞれの世代での食品構成・調理法・食習慣等を中心とした生活習慣チェック表の作成 歯科・口腔の特化した栄養素・摂取量の評価に繋げる。 ◎基礎疾患を持つ者に対する歯科・口腔ケアのためのチラシの作成 ●ワーキンググループの構築</p> <p>※各専門職による連携に必要な基本情報 ※各専門職による手技の見学など ●他団体との合同運用が必須</p> <p>※大規模災害時を想定した体制整備は、県が主体となって組織を構成し、各団体が必要とする事項について、解決策を具体案化していくべきだと考える。</p>

鹿児島県歯科口腔保健計画の推進のための施策

施策番号	施 策
①	<p><u>歯科疾患の予防・口腔機能の獲得・維持・向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦・乳幼児・学齢期の歯科検診・保健指導等の充実 ・ 学齢期から青壮年期の歯周病予防対策の強化 ・ 乳幼児期からの口腔機能に関する取組の推進 ・ 壮年期・高齢期におけるオーラルフレイル予防対策の推進
②	<p><u>定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（児）・医療的ケア児及び要介護高齢者の状態に応じた歯科疾患の予防と治療が実施される環境づくりの推進
③	<p><u>離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科保健に関する健康相談等の充実 ・ 定期的な歯科検診受診やフッ化物応用等の取組の促進
④	<p><u>医科歯科連携・多職種連携の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病など全身の疾患を有する者への適切な歯科保健指導や歯科診療の機会の確保 ・ 多職種連携による要介護高齢者等の歯科診療の機会の確保
⑤	<p><u>歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種協議会等を活用した関係機関等との連携による総合的な歯科口腔保健対策の推進 ・ 歯科口腔保健サービスを適切に受けられる、かかりつけ歯科医の推進
⑥	<p><u>歯科口腔保健を担う人材の確保・育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医療従事者・歯科口腔保健に関わる他職種等の資質向上の推進
⑦	<p><u>大規模災害時の歯科口腔保健の体制整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から関係団体との連携体制構 ・ 災害時の口腔ケアの重要性について普及啓発の推進

(5) 県口腔保健支援センターの実績等について

(1) 口腔保健支援センターの概要

- ア 設置年月日 令和元年5月27日
- イ 設置場所 県庁健康増進課内
- ウ 体制 非常勤歯科医師2名，常勤歯科衛生士1名

(2) 具体的取組

- ア 鹿児島県歯科口腔保健推進協議会の開催
- イ 地域歯科口腔保健推進会議の開催
- ウ 行政歯科衛生士研修会
- エ 歯科口腔保健に関する調査研究
- オ フッ化物洗口未実施市町村への支援
- カ 歯科口腔保健全般に関する市町村支援

(3) 令和5年度の取組及び相談等の実績

(1) 会議・研修会等の開催実績

- ア 県歯科口腔保健推進協議会 (R5. 11. 22)
県の現状，関係団体の取組，「県歯科口腔保健計画最終評価」及び「次期県歯科口腔保健計画」について協議
- イ 「鹿児島県歯科口腔保健計画」次期計画策定検討会 (R5. 8月，R5. 10. 25)
- ウ 行政歯科保健担当者研修会の開催 (R5. 6. 30)
- エ 歯科口腔保健の推進に係る庁内意見交換会 (R5. 5. 17)
関係各課が所管する歯科口腔保健に関する事業等及び歯科口腔保健計画の評価について意見交換を実施
- オ 地域振興局等歯科保健担当者連絡会 (R5. 5. 10，R6. 2. 8)
地域振興局等の歯科保健担当者と歯科保健事業に関する意見交換等を実施
- カ 市町村等からの相談等に対する助言
- キ 調査研究
「フッ化物洗口の取り組みに係る評価方法の検討」 (R6. 5. 16 県公衆衛生学会発表)

(4) センター歯科医師の業務実績

- ア 各種会議への出席及び助言
- イ 市町村・関係者からの相談に対する助言
 - ・ 件数：36件（市町村等：24件，県関係課：12件）
 - ・ 内容（母子歯科保健指導，歯周病検診，フッ化物洗口等歯科保健全般に関すること）
- ウ 歯科保健行政に関する事業に係る助言（フッ化物洗口，成人期対策等）
- エ 県歯科医師会，市郡歯科医師会との連絡調整
- オ 市町村等からの依頼による研修会の講師



フッ化物洗口の取り組みに係る 評価方法の検討 (R6.5.16県公衆衛生学会発表)

廣島屋貴俊^{1,2)}, 栗野孝子¹⁾, 川越住昭¹⁾

¹⁾ 鹿児島県口腔保健支援センター

²⁾ 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科
発生発達成育学講座予防歯科学分野

【背景】



12歳でむし菌のある者の割合(R4)*

◆全国平均 25.76%

◆鹿児島県 40% (46/47位)



学齢期におけるう蝕の予防が必要である。

*学校保健統計調査。

1

2

【背景】

■フッ化物洗口とは



NaFが入った
水でうがい

歯質強化・抗菌作用

高いう蝕予防効果

含嗽のみと実施が簡便

集団のう蝕予防に効果的

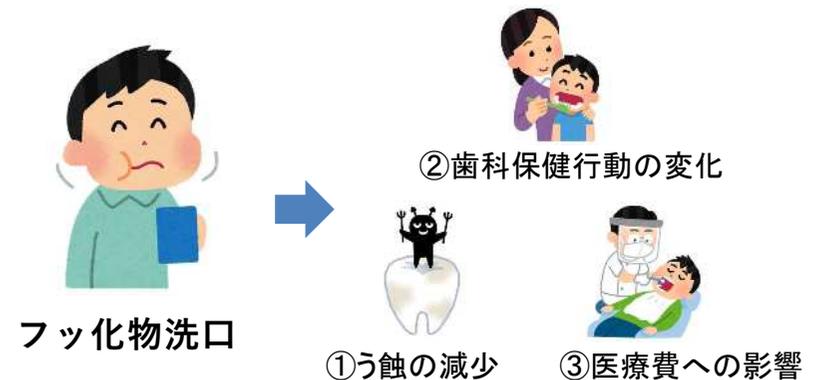
■F洗口取り組み状況

九州地方	F洗口実施施設 割合(小学校)
A県	100.0%
B県	98.2%
C県	81.4%
D県	72.1%
E県	62.0%
鹿児島県	13.5%
F県	4.4%
G県	1.9%

*厚生労働省:各都道府県における
フッ化物洗口の実施状況について(平成30年度)

F洗口の取り組みが進んでいない

【目的】



フッ化物洗口実施による評価方法を検討し
事業判定の普及・事業拡大へ繋げる。

3 2

4

【評価方法及び結果】

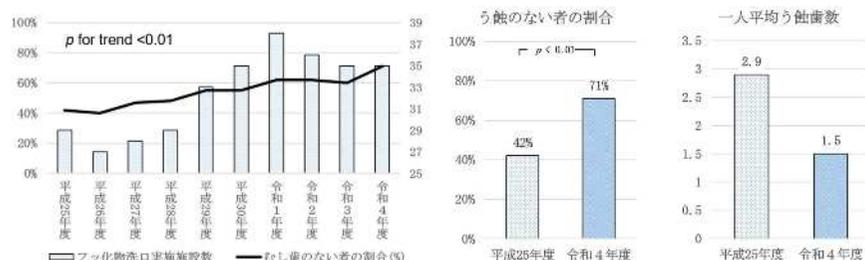
① う蝕のない者の割合およびう蝕本数の経年変化

対象：A市の保育園、認定こども園、幼稚園（保育施設等）

方法：保育施設等における歯科検診結果を分析

内容：フッ化物洗口実施施設数 年長児のう蝕のない者の割合 一人平均う蝕歯数

分析：傾向検定、 χ^2 検定



- ・う蝕のない者の割合は年々有意に増加した。
- ・一人平均う蝕歯数は年間 \sim 本 \downarrow 1.4本まで減少した。

5

【評価方法及び結果】

② F洗口実施による保護者の歯科保健行動の変化

対象：F洗口実施小学校38校に在籍する児童の保護者5957名 → 1829名から回答

方法：無記名式の二次元バーコードを用いたアンケートを分析

内容：中学校進学時のフッ化物洗口の希望

児童および保護者の歯科保健行動について

■ フッ化物洗口の継続希望あり	1630 (89.1%)	
■ フッ化物洗口に伴う保護者の歯科保健行動変化		
・ う蝕予防を意識	623 (39.4%)	・ 甘味物の節制 145 (9.2%)
・ 歯の重要性について会話	572 (36.1%)	・ 定期的な歯科健診 308 (19.5%)
・ 児童の口腔内観察	290 (18.3%)	・ 変化なし 566 (35.8%)
・ 児童の歯磨き行動改善	193 (12.2%)	・ その他 14 (0.9%)

- ・ 保護者の9割が中学校進学時のフッ化物洗口継続を希望していた。
- ・ 保護者の児童に対する良好な歯科保健行動の変化が認められた。

6

【評価方法及び結果】

③ フッ化物洗口による歯科医療費への影響

対象：鹿児島県内の無歯科医地区を除く39市町村

方法：令和3年度の一人当たり歯科医療費とF洗口実施施設数の関連を分析

分析：重回帰分析 目的変数：一人当たりの年間平均歯科医療費

説明変数：各市町村の10万人当たりのF洗口実施施設数

共変量：各市町村の平均所得/人、市町村（1=市、0=町村）

	5~9歳		10~14歳		15~19歳	
	B (95%CI)	R ²	B (95%CI)	R ²	B (95%CI)	R ²
保育施設等数	-29.08 (-65.78, 7.61)	0.39	-21.34 (-48.46, -5.76)*	0.41	-4.63 (-31.82, 22.54)	0.29
小学校数	2.56 (-19.75, 24.88)	0.35	-0.58 (-17.07, 15.91)	0.36	-1.24 (-17.21, 14.72)	0.28
中学校数	-	-	-25.97 (-53.02, 1.08)	0.43	-76.52 (-146.3, -6.73)*	0.29

共変量：市町村、各市町村一人当たりの平均所得 * $p < 0.05$.

F洗口を実施している保育施設等数と中学校数が歯科医療費に関連していた。

【評価方法及び結果】

③ フッ化物洗口による歯科医療費への影響

推定モデル：

$$F\text{実施施設等数} \times (-23.74) + \text{市町村} \times (776.17) + \text{所得} \times (-151.01)$$

F実施施設数0(仮定) - 実測値 = 歯科医療費軽減額

【単位：千円】

年齢	総医療費	県内フッ化物洗口実施率			
		軽減額	軽減率	軽減額	軽減率
		27.4% (R3)		100% (仮定)	
10~14歳	665,459	34,951	5.0%	91,934	12.1%
15~19歳	609,079	13,925	2.2%	71,684	10.5%
合計	1,274,538	48,876	3.8%	163,618	12.8%

F洗口は10~19歳の歯科医療費を約4888万円削減していた。

7 3

8

【考察】

フッ化物洗口 集団のう蝕を予防 歯科医療費を削減



- ・先行研究（右表）と比較すると12歳児のう蝕有病率減少に伴い推定軽減額は減少した。
- ・実施率100%だと歯科医療費全体の12.8%を抑制できる可能性あり。

	先行研究*	本研究
西暦	1990年	2023年
12歳児う蝕有病率	88.96%	25.76%
歯科医療費全体	31億2000万円	12億7400万円
推定軽減額	2億9700万円	4888万円
軽減率	9.5%	3.8%

*歯科医療費の地域格差に関する研究.安藤ら.1994.

現在においても、**高い歯科医療費削減効果**を示した。

【結論】

フッ化物洗口は

- 集団のう蝕を予防し、**歯科医療費を抑制**した。
- 保護者の多くが**継続的な実施を希望**した。

県口腔保健支援センターの役割

フッ化物洗口事業の適切な効果判定を行い
普及・拡大を図る。

5 協議事項

令和6年度「県歯科口腔保健推進協議会」実務関係者検討会のテーマについて

(1) 「県歯科口腔保健推進協議会」実務関係者検討会について（P2参照）

(2) 検討テーマ（案）及び設定理由

ア 検討テーマ（案）

「医療的ケア児の歯科保健医療の支援体制について」

イ 設定理由

- ・ 医療的ケア児については、口腔に関するニーズや口腔管理の実態など把握できていない状況もあり、必要な歯科保健医療の支援体制が整っているとは言えない。
- ・ 医療依存度の高い児は、口腔ケアが困難であったり、口腔機能発達不全などの口腔のリスクが熱発や誤えんなど全身のリスクに繋がることも多いと考えられる。
- ・ 地域における医療的ケア児の歯科保健医療体制を整備することで、在宅で療養している障害児（者）や要介護者・難病患者等の歯科保健医療の支援体制の整備に繋がる。
- ・ 歯科口腔保健計画において「2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」「（1）障害者・障害児・医療的ケア児等」について、施策の方向性に、「障害者（児）や医療的ケア児等が健全な口腔状態を保ち、しっかり食べることができるよう、障害者（児）等の状態に応じた歯科疾患の予防と治療が適切に実施される環境づくりに努めます」と記載されている。

(3) 委員（案）

県歯科医師会，県看護協会，医療的ケア児等支援センター
県歯科衛生士会，関係課（障害福祉課・子育て支援課）

(4) 検討会実施期間

令和6年度～令和7年度 2年間（年2回程度）

* 本年度開催時期：令和6年12月頃を予定

(5) 主な検討内容

- ・ 医療的ケア児の歯科保健医療に関するニーズについて
- ・ 関係機関の連携及び多職種連携による支援体制について
- ・ 地域の歯科医療支援体制について
- ・ 支援体制整備のための必要な取組について

「鹿児島県歯科口腔保健推進協議会」実務関係者検討会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島県歯科口腔保健推進協議会（以下「協議会」という。）実施要領第7条第2項に基づき、協議会の実務関係者検討会の設置・運営に必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 実務関係者検討会（以下「検討会」という。）は、各ライフステージに応じた具体的対策に係る検討を行うため、協議会から指示された検討事項について、具体的な検討を行い、検討結果を協議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討会は、検討事項の内容を踏まえ、関連する団体等から推薦を受けた者及び庁内関係課の担当者をもって組織する。

- 2 検討会に議長を置き、健康増進課長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 庁内関係課の招集については、歯科口腔保健推進協議会から指示された検討内容に応じ、議長が出席を依頼するものとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、健康増進課が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月19日から施行する。

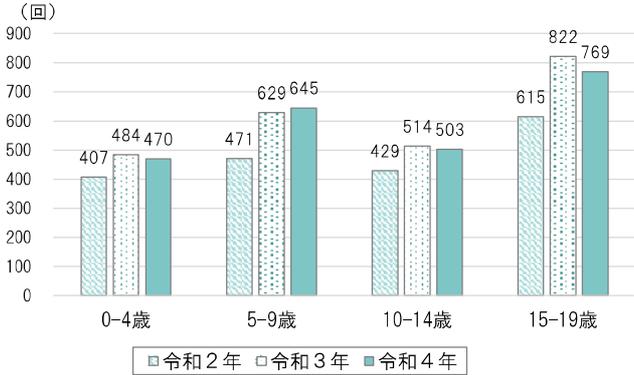
附 則

この要領は、令和4年9月6日から施行する。

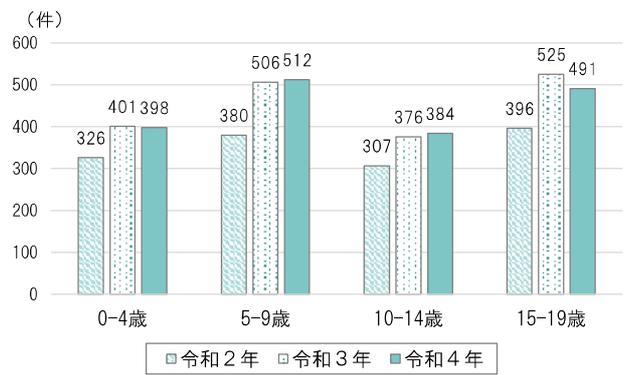
小児に対する歯科訪問診療の実施状況

○ 小児に対する歯科訪問診療料及び訪問歯科衛生指導料の算定回数の経年推移をみると、全体としてはまだ少ないが、一定程度歯科訪問診療が提供されている。

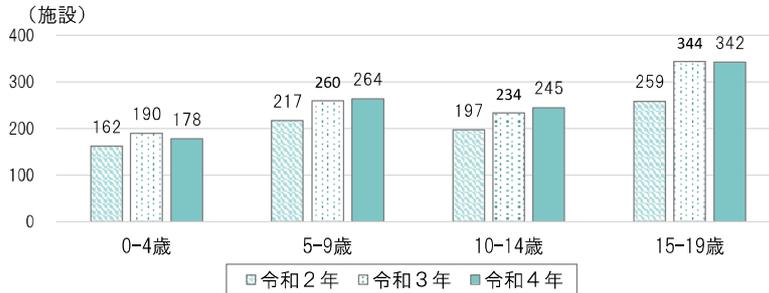
■ 歯科訪問診療料(20歳未満)の算定回数



■ 歯科訪問診療料(20歳未満)の算定件数



■ 歯科訪問診療料(20歳未満)の算定医療機関数

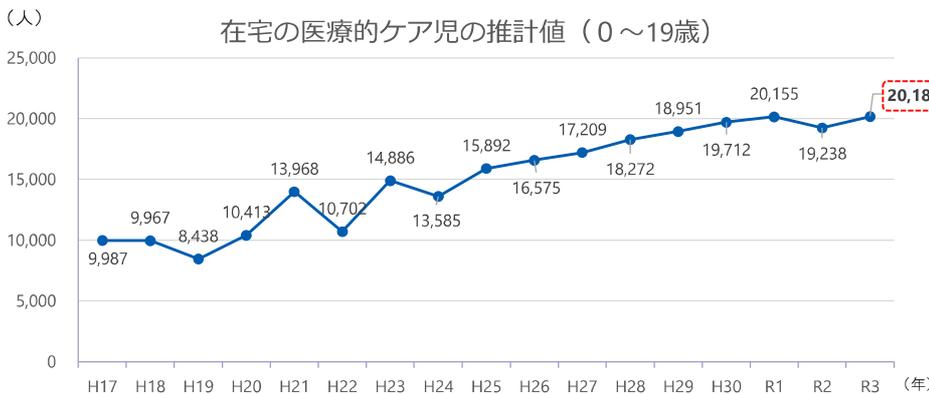


出典: NDBデータ 令和2年、令和3年、令和4年7月診療月

医療的ケア児について

意見交換 資料 3参考 1
R 5 . 3 . 1 5

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）である。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽喉頭エアウェイの管理、酸素療法、
ネブライザーの管理、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿 等

出典: 厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計(各年6月審査分)により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3年6月18日公布・同年9月18日施行)

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

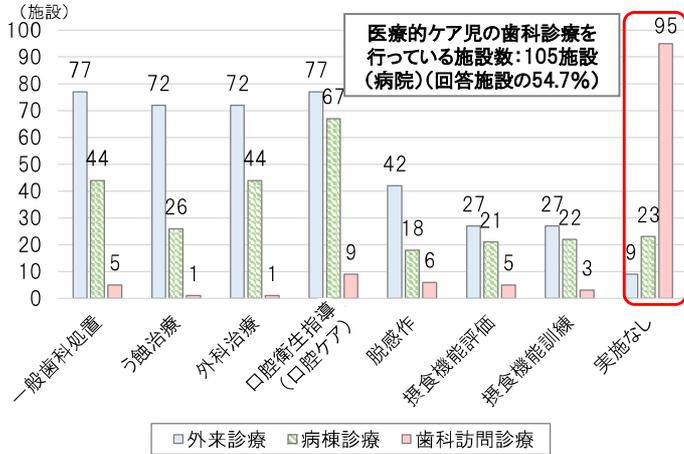
2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。)に在籍するものをいう。)をいう。



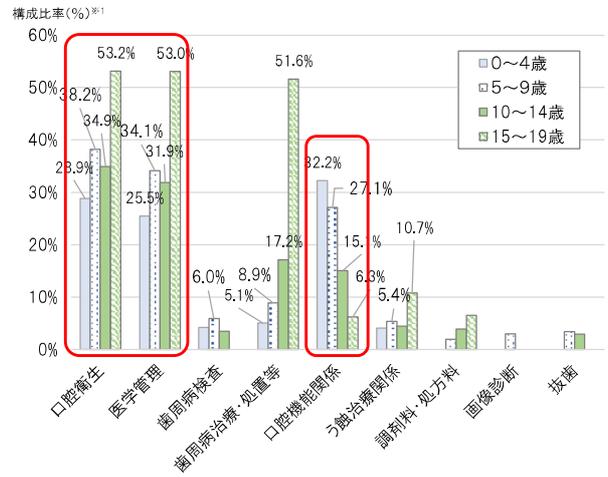
医療的ケア児に対する歯科訪問診療の状況

- 病院歯科における医療的ケア児に対する歯科診療は、主に外来や病棟で実施されており、歯科訪問診療を実施している施設(病院)は少ない。
- 小児の歯科訪問診療では、低年齢では口腔機能に関する内容の割合が高く、年齢が上がると口腔衛生や医学管理の割合が大きくなっている。

■ 医療的ケア児に対する診療実施施設数 (複数回答)



■ 小児の歯科訪問診療で実施されている診療内容



※1 歯科訪問診療料とともに算定された診療行為のうち、上位50件に該当する診療行為を以下の9区分に分類し、構成比率を算出

【診療内容の区分】

- 「歯周病治療・処置」「口腔衛生」「医学管理」「歯周病検査」「う蝕治療関係」「調剤料、処方料」「画像診断」「拔牙」「口腔機能関係」
- ・「口腔衛生」: 訪問歯科衛生指導料、在宅療養患者専門の口腔衛生処置、機械的歯面清掃処置を含む
- ・「医学管理」: 歯科疾患在宅療養管理料 等

出典: NDBデータ (令和4年5月診療分)

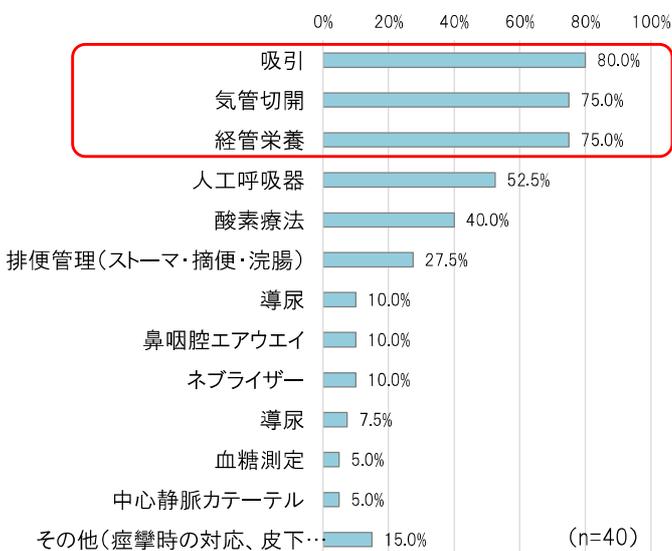
調査対象: 公益社団法人日本小児歯科学会、公益社団法人日本障害者歯科学、公益社団法人日本口腔外科学会、一般社団法人日本歯科麻酔学会の4学会、一般社団法人日本小児総合医療施設協議会加盟38施設のうち、歯科がある23施設へアンケート調査を依頼。回答のあった228施設のうち、192施設(病院)を対象に調査。
図表は医療的ケア児に対し歯科診療を行っている105施設に対する調査結果。
調査方法: ウェブアンケート調査

出典: 小方清和ら「病院歯科における医療的ケア児への歯科介入についての実態調査」小児歯科学雑誌 61(2):57-66 2023を元に保険医療課でグラフ作成

歯科訪問診療を行った医療的ケア児の状況

- 歯科訪問診療を行った医療的ケア児の医療的ケアの内容は、「吸引」「気管切開」「経管栄養」が多かった。
- また、呼吸管理と栄養管理の状況をみると、多くの患者で呼吸管理と栄養管理の両方を行っている者が多かった。

■ 医療的ケアの内容 (複数回答)



■ 往診・訪問診療対象の医療的ケア児の呼吸管理と栄養管理の状態

呼吸管理			栄養管理			人数(人)
気管切開	喉頭分離	人工呼吸	経口	経管	経管	
			○			1
				○		1
					○	6
○				○		1
○					○	5
○	○				○	4
○			○			1
○		○		○		5
○	○	○		○		1
○		○			○	18
○	○	○			○	5
40	10	30	2	8	38	48

※最下段の呼吸管理別合計人数は重複を含むため48人にはならない。

対象: 1987年から2022年3月末までの約35年間に往診とそれに続いて訪問診療を受けた初診時0歳~18歳までの在宅医療的ケア児

鹿児島県医療的ケア児等支援センター

令和5年9月5日開所

当センターでは、専門のスタッフが、医療的なケアの必要なお子さんとそのご家族、支援関係者の皆さんからの様々な相談をお受けします。お子さんが成人となった後もご利用いただけます。お受けした相談に対して、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して、必要な支援が受けられるよう対応していきます。

まずは電話・FAX・メールにより、お気軽にご相談ください。

相談窓口

受付時間 月～土・9時～17時（祝日、年末年始を除く）

電話 099-814-7418

FAX 099-814-7419

メール kagoshima.ikeaji.sc@bird.ocn.ne.jp

※ 来所しての相談をご希望の場合には、事前にご予約をお願いします。
（ご連絡いただければ日程を調整します。）

※ 相談は無料です。（別途通話料等がかかります。）

相談例

退院後、どんなサポートが受けられるの？

自分の地域には、こういったサービスがあるの？

保育園として、どんな受入準備が必要？

就園・就学についてどこに相談すればいいの？

短期入所やレスパイト入院を利用したい



センターの主な役割

相談 対応

- ・ 医療的ケアの必要なお子さんご家族や支援関係者からの相談対応
- ・ 地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関への情報共有や連絡調整
- ・ ご家族の方々との意見交換

現場 支援

- ・ 医療的ケアが必要なお子さんの訪問看護へ同行しての支援
- ・ 保育所、学校、障害児通所支援事業所等に出向いての研修や支援

人材 育成

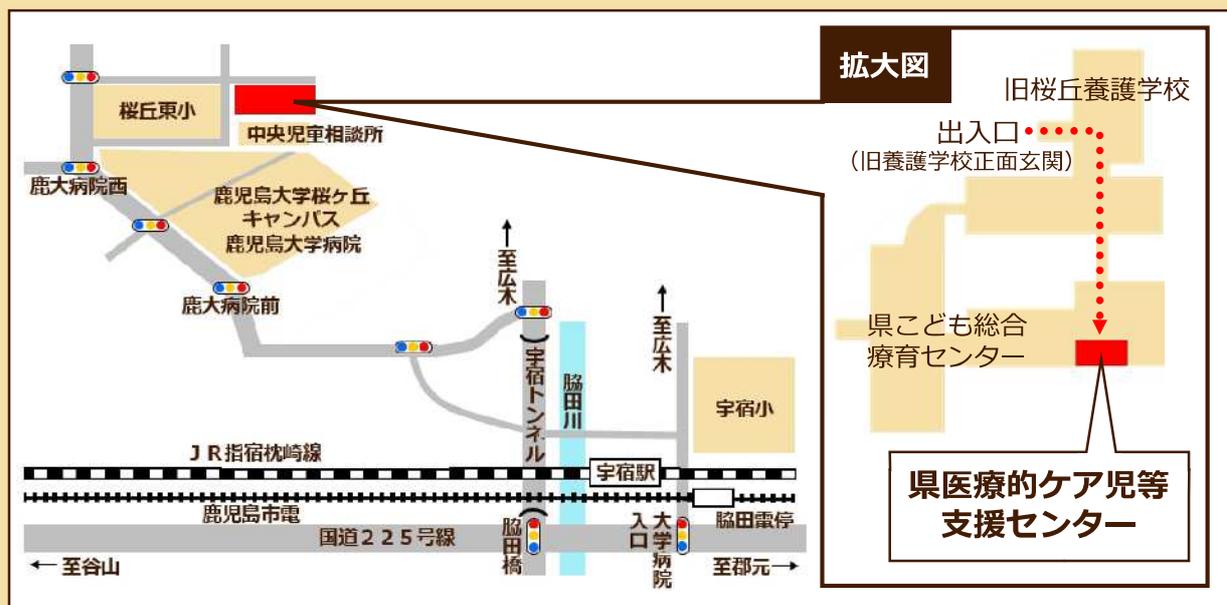
- ・ 訪問看護師に対するスキルアップ研修の実施
- ・ 他職種セミナーの開催

連携 構築

- ・ 市町村の自立支援協議会（子ども部会等）への参加
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターや県の関係各課との意見交換
- ・ 医療、保健、福祉、教育等の関係機関・団体との連携

センター所在地

住所：鹿児島市桜ヶ丘6丁目12（県こども総合療育センターと同じ建物内）



鹿児島県医療的ケア児等支援センターは、鹿児島県から公益社団法人鹿児島県看護協会が委託を受けて運営しています。

8020運動推進特別事業実施要綱

1 目的

この事業は、国民の歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業では、次に掲げる全ての事業を実施することとする。

(1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置

この事業の実施にあたっては、8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会を設置すること。

- ・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とする。(委員の例：歯科医師、歯科衛生士、母子保健関係者、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、障害保健福祉関係者、行政、住民等)
- ・8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する現状を把握・分析した上で課題について検討し、母子保健、学校保健、老人保健や障害保健福祉等の関係部局と連携して、事業計画の策定や評価を行うものとする。

(2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業

地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から、歯科口腔保健の推進に資するための事業を計画的に行うものとする。なお、都道府県は適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材に対する研修事業

イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業

ウ その他、都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

4 補助条件

- (1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。
- (2) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (3) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

該当事業

- ・ 8020運動推進活動支援事業
- ・ 地域歯科保健向上実践事業